



山形県公報

平成21年3月31日(火)
第2030号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                                            |                  |     |
|------------------------------------------------------------|------------------|-----|
| 山形県議会事務局職員の併任に関する規則.....                                   | (人 事 課) ...      | 393 |
| 山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の<br>一部を改正する規則..... | ( 同 ) ...        | 同   |
| 山形県県民会館条例等施行規則の一部を改正する規則.....                              | ( 県民文化課 ) ...    | 394 |
| 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則.....                         | ( 学術振興課 ) ...    | 396 |
| 山形県立米沢女子短期大学学則等を廃止する規則.....                                | ( 同 ) ...        | 398 |
| 山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....                     | ( 循環型社会推進課 ) ... | 同   |
| 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する<br>規則.....           | ( 健康福祉企画課 ) ...  | 400 |
| 山形県河川法施行細則の一部を改正する規則.....                                  | ( 河川砂防課 ) ...    | 401 |

### 訓 令

|                              |             |   |
|------------------------------|-------------|---|
| 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令..... | (人 事 課) ... | 同 |
|------------------------------|-------------|---|

### 告 示

|                                                        |                     |     |
|--------------------------------------------------------|---------------------|-----|
| 指定代理納付者の告示事項の変更.....                                   | ( 政策企画課 ) ...       | 402 |
| 山形県男女共同参画センターの休館日.....                                 | ( 女性青少年政策室 ) ...    | 同   |
| 山形県男女共同参画センターの利用料金.....                                | ( 同 ) ...           | 同   |
| 山形県県民会館の利用料金.....                                      | ( 県民文化課 ) ...       | 403 |
| 山形県郷土館の開館時間及び休館日.....                                  | ( 同 ) ...           | 407 |
| 山形県郷土館の利用料金.....                                       | ( 同 ) ...           | 同   |
| 県政史緑地の利用料金.....                                        | ( 同 ) ...           | 410 |
| 平成16年3月県告示第383号(悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部<br>改正..... | ( 環境企画課 ) ...       | 411 |
| 山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程の一部を改正する<br>規程.....          | ( 循環型社会推進課 ) ...    | 同   |
| 山形県立自然博物館の施設及び設備のうちネイチャーセンターの開館時間.....                 | ( みどり自然課 ) ...      | 同   |
| 山形県志津野営場の休場日及び利用時間.....                                | ( 同 ) ...           | 412 |
| 山形県志津野営場の利用料金.....                                     | ( 同 ) ...           | 同   |
| 山形県子ども館の開館時間及び休館日.....                                 | ( 児童家庭課 ) ...       | 同   |
| 山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程.....                     | ( 産業政策課 ) ...       | 同   |
| 山形県産業科学館の開館時間及び休館日.....                                | ( 工業振興課 ) ...       | 415 |
| 山形県国民宿舎の利用料金.....                                      | ( 観光振興課 ) ...       | 同   |
| 山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日.....                             | ( 同 ) ...           | 416 |
| 山形県県民の海・プールの利用料金.....                                  | ( 同 ) ...           | 同   |
| 山形県観光情報センターの開館時間.....                                  | ( 同 ) ...           | 417 |
| コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲.....              | ( 生産技術課 ) ...       | 同   |
| 山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更.....                        | ( 庄内総合支庁水産課 ) ...   | 418 |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                                     | ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ... | 419 |
| 山形県県民の森の利用日及び利用時間.....                                 | ( 村山総合支庁森林整備課 ) ... | 同   |

|                                                                           |                    |        |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------|
| 山形県民の森の利用料金.....                                                          | ( 同 )              | ...420 |
| 山形県遊学の森の利用日及び利用時間.....                                                    | ( 最上総合支庁森林整備課 )    | ... 同  |
| 山形県源流の森の利用日及び利用時間.....                                                    | ( 置賜総合支庁森林整備課 )    | ...421 |
| 山形県源流の森の利用料金.....                                                         | ( 同 )              | ... 同  |
| 山形県眺海の森の利用日及び利用時間.....                                                    | ( 庄内総合支庁森林整備課 )    | ...422 |
| 県道の供用の開始.....                                                             | ( 村山総合支庁建設総務課 )    | ...423 |
| 道路の区域の変更.....                                                             | ( 村山総合支庁西村山建設総務課 ) | ... 同  |
| 同.....                                                                    | ( 同 )              | ... 同  |
| 県道の供用の開始.....                                                             | ( 同 )              | ...424 |
| 同.....                                                                    | ( 同 )              | ... 同  |
| 道路の区域の変更.....                                                             | ( 最上総合支庁建設総務課 )    | ... 同  |
| 県道の供用の開始.....                                                             | ( 同 )              | ... 同  |
| 同.....                                                                    | ( 同 )              | ...425 |
| 同.....                                                                    | ( 同 )              | ... 同  |
| 道路の区域の変更.....                                                             | ( 置賜総合支庁建設総務課 )    | ... 同  |
| 県道の供用の開始.....                                                             | ( 同 )              | ... 同  |
| 道路の区域の変更.....                                                             | ( 庄内総合支庁建設総務課 )    | ...426 |
| 山形県ふるさと交流広場の利用料金.....                                                     | ( 交通政策課 )          | ... 同  |
| 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正.....                                     | ( 同 )              | ...427 |
| 指定港湾施設の利用時間等及び休業日等.....                                                   | ( 庄内総合支庁港湾事務所 )    | ... 同  |
| 指定港湾施設の利用料金.....                                                          | ( 同 )              | ...428 |
| 山形県海浜公園の利用料金.....                                                         | ( 同 )              | ...432 |
| 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....                                                  | ( 都市計画課 )          | ...433 |
| 同.....                                                                    | ( 同 )              | ... 同  |
| 都市計画の変更.....                                                              | ( 同 )              | ...434 |
| 都市計画事業の変更の認可.....                                                         | ( 同 )              | ... 同  |
| 浸水想定区域の指定.....                                                            | ( 河川砂防課 )          | ... 同  |
| 開発行為に関する工事の完了.....                                                        | ( 村山総合支庁建築課 )      | ...436 |
| 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、<br>物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正..... | ( 出納局 )            | ... 同  |

## 教育委員会関係

### 規 則

|                                                         |     |
|---------------------------------------------------------|-----|
| 山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則.....                              | 437 |
| 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則.....                            | 438 |
| 山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則.....                   | 449 |
| 山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則.....                | 同   |
| 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則.....                             | 同   |
| 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....             | 同   |
| 山形県教育職員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則.....                       | 450 |
| 山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部を改正する規則.....                    | 同   |
| 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する<br>規則..... | 451 |

### 訓 令

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令.....    | 453 |
| 山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令.....       | 同   |
| 山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令..... | 454 |

選挙管理委員会関係

告示

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正..... 同

内水面漁場管理委員会関係

指示

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限..... 同

企業局関係

規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....455

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程..... 同

山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程.....456

山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程..... 同

告示

山形県営駐車場の出入口の閉鎖時間..... 同

山形県営駐車場の利用料金.....457

公 告

県営住宅入居者の一般公募.....（置賜総合支庁建築課）... 同

規 則

山形県議会事務局職員の併任に関する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第24号

山形県議会事務局職員の併任に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、財務に関する事務その他知事の権限に属する事務で議会に関するものを議会事務局の職員に行わせるための議会事務局の職員の併任に関し、必要な事項を定めるものとする。

（議会事務局職員の併任）

第2条 議会事務局の事務局長及び次長並びに議会事務局総務課の課長、副主幹、課長補佐、総務主査、調整主査、庶務係長、主査及び主事の職にある者は、辞令を用いることなく知事の事務部局の職員に併任されたものとする。

（事務の範囲）

第3条 前条に定める職員が行う事務の範囲は、知事と議会の議長が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年3月県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「のうち規則に基づく事務」を削る。

第2条の表第1項中「第2条第1項の表第12項第16号」を「第2条第1項の表第13項第16号」に改め、同表第2項中「第2条第1項の表第22項第2号」を「第2条第1項の表第27項第2号」に改め、同表第3項中「第2条第1項の表第24項第25号」を「第2条第1項の表第29項第25号」に改め、同表第4項中「第2条第1項の表第27項第3号」を「第2条第1項の表第32項第3号」に改め、同表第5項中「第2条第1項の表第37項第11号」を「第2条第1項の表第44項第11号」に改め、同表第6項中「第2条第1項の表第38項第7号」を「第2条第1項の表第45項第7号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（市町村が処理する事務の範囲の例外）

第3条 特例条例第2条第1項の表第14項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 一般旅券の発給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、申請者の親族等が疾病、事故、天災等により死亡した場合又はその傷病の程度が重篤な場合において、緊急に渡航する必要があると認められる場合
- (2) 申請者が業務上の理由により早急に渡航する必要がある場合において、市町村に一般旅券の発給を申請すると渡航予定日前に当該旅券の交付を受けることが困難であると認められる場合
- (3) 申請者が旅券法（昭和26年法律第267号）第13条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、申請者が市町村に一般旅券の発給を申請することが当該申請者の利便を考慮して適当でないと認められる場合

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

山形県県民会館条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第26号

山形県県民会館条例等施行規則の一部を改正する規則

山形県県民会館条例等施行規則（昭和39年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県県民会館条例施行規則

第1条中「及び山形県県民会館使用料条例（昭和37年3月県条例第10号。以下「使用料条例」という。）」を削る。

第1条の2を次のように改める。

（開館時間）

第1条の2 山形県県民会館（以下「会館」という。）の開館時間は、条例第8条の規定により指定管理者が管理を行う場合（以下「指定管理者が管理を行う場合」という。）を除き、午前9時から午後10時までとする。ただし、午後5時以降の利用者がいないときは、午前9時から午後5時までとすることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

第1条の3中「山形県県民会館（以下「会館」という。）」を「会館」に、「1月1日から同月3日まで及び」を「指定管理者が管理を行う場合を除き、」に、「同月31日まで」を「翌年の1月3日までの日」に、「館長が」を「知事は、」に改める。

第2条第1項中「規定により、会館の使用の許可」を「規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）」に、「者は」を「者は、指定管理者が管理を行う場合を除き、」に、「館長」を「知事」に改め、同条第2項中「申請書の提出は、」を「規定による申請書の提出は、施設等を」に、「館長」を「知事」に改める。

第3条中「館長は、会館の使用を許可した」を「知事は、使用許可をした」に、「許可を」を「使用許可の」に改める。

第4条中「館長」を「知事」に、「使用の許可」を「使用許可」に、「許可の」を「使用許可の」に改める。

第5条中「会館」を「施設等」に、「同一の」を「指定管理者が管理を行う場合を除き、同一の」に、「こえる」を「超える」に、「館長」を「知事」に改める。

第6条中「会館の使用の許可」を「使用許可」に、「やむを得ない」を「指定管理者が管理を行う場合を除き、やむを得ない」に、「許可に」を「使用許可に」に、「こえて」を「超えて」に、「館長」を「知事」に改める。

第7条中「会館を使用の許可」を「施設等を使用許可」に改める。

第8条中「会館の使用」を「施設等の使用」に、「第4条」を「第4条(条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「使用の許可」を「使用許可」に、「すみやかに、会館の施設及び備付けの物件」を「速やかに、施設等」に、「撤去するとともに、館長の検査を受けなければ」を「撤去しなければ」に改める。

第9条を削る。

第10条中「使用料条例第2条」を「条例第6条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「使用料条例第4条の」を「条例第6条第2項の規定により」に、「第3号)に」を「第3号)を」に改め、同条を第10条とする。

第12条を削る。

別表第1項中「各室使用料」を「施設使用料」に改め、同別表第2項中「器具使用料」を「設備使用料」に改

め、同項の表中 「器具名」 を 「設備名」 に、 「舞台設備器具」 を 「舞台設備」 に、

|     |    |        |   |
|-----|----|--------|---|
| 所作台 | 1台 | 190円   | を |
| 能舞台 | 一式 | 7,670円 |   |

|     |    |      |    |
|-----|----|------|----|
| 所作台 | 1台 | 190円 | に、 |
|-----|----|------|----|

|        |    |      |   |
|--------|----|------|---|
| 譜面台    | 1台 | 160円 | を |
| 振り落とし幕 | 一式 | 830円 |   |

|     |    |      |    |
|-----|----|------|----|
| 譜面台 | 1台 | 160円 | に、 |
|-----|----|------|----|

|        |      |   |    |
|--------|------|---|----|
| 映写設備器具 | 映写設備 | を | に、 |
| 音響設備器具 | 音響設備 |   |    |
| 照明設備器具 | 照明設備 |   |    |

|              |    |        |   |
|--------------|----|--------|---|
| レコードプレーヤー    | 1台 | 1,020円 | を |
| 移動用レコードプレーヤー | 1台 | 630円   |   |
| テープレコーダー     | 1台 | 1,150円 |   |

|                |    |        |                  |
|----------------|----|--------|------------------|
| レコードプレーヤー      | 1台 | 1,020円 | に、「センタースポットライト」を |
| コンパクトディスクプレーヤー | 1台 | 1,020円 |                  |
| テープレコーダー       | 1台 | 1,150円 |                  |
| ミニディスクプレーヤー    | 1台 | 1,150円 |                  |

「センターピンスポットライト」に、「サイドライト」を「フロントサイドライト」に改める。

別記様式第1号中「山形県民会館長 氏名殿」を「山形県知事殿」に、 「使用室名」 を 「施設名」 に、

「使用器具名」を「設備名」に改める。

別記様式第2号中「山形県民会館長 氏名」を「山形県知事 氏名」に、 「使用室名」 を 「施設名」 に、

「使用器具名」を「設備名」に改める。

別記様式第3号中「山形県県民会館長殿」を「山形県知事殿」に、「使用室名」を「施設名」に、

「使用器具名」を「設備名」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。  
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表県民会館長の項を削る。

山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が設立する公立大学法人（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務方法書の記載事項）

第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託の基準
- (2) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (3) その他法人の業務の執行に関し必要な事項  
（料金の上限の認可の申請等）

第3条 法人は、法第23条第1項の規定により料金の上限の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 料金の種類及び上限
- (2) 料金の上限の額の算定の根拠
- (3) 料金の上限の範囲内において徴収しようとする料金の額

2 法人は、法第23条第1項後段の規定により料金の上限の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（中期計画の認可の申請等）

第4条 法人は、法第26条第1項の規定により中期計画（同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第5条 法第26条第2項第7号に規定する規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 積立金の使途
- (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項  
（年度計画の記載事項等）

第6条 法第27条第1項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、法第27条第1項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第7条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について山形県公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第8条 法第29条第1項に規定する中期目標(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績報告)

第9条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

(会計処理)

第10条 知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第11条 法第34条第1項に規定する規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号)に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第12条 法第34条第4項に規定する規則で定める期間は、6年とする。

(剰余金の処分に係る承認の手続)

第13条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第14条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、中期目標の期間の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)の次の事業年度の6月30日までに、同項の承認を受けなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第15条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余(以下「納付金」という。)の額の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の額の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第16条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第17条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 借入れ又は借換えを必要とする理由

- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他知事が必要と認める事項  
(重要な財産の処分等の認可の申請)

第18条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「重要な財産の処分等」という。)の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 重要な財産の処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により重要な財産の処分等を行う場合にあっては、適正な見積価額)
- (2) 重要な財産の処分等の条件
- (3) 重要な財産の処分等の方法
- (4) 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由  
(県の出資に係る財産の処分等の協議)

第19条 法人は、県の出資に係る財産の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供しようとするとき(重要な財産の処分等を行おうとするときを除く。)は、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、前条各号に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 法人の成立後最初の事業年度の属する中期計画に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

3 法人の成立の際法第66条第1項の規定により法人に承継された権利に係る財産のうち償却資産については、第10条第1項の規定による指定があったものとみなす。

---

山形県立米沢女子短期大学学則等を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第28号

山形県立米沢女子短期大学学則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 山形県立米沢女子短期大学学則(昭和48年3月県規則第7号)
- (2) 山形県立保健医療大学学則(平成12年3月県規則第62号)
- (3) 山形県立保健医療大学大学院学則(平成16年3月県規則第21号)

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

---

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第29号

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成4年7月県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第14条中「第17条」を「第19条」に改める。

第15条第1項中「第18条」を「第20条」に改める。



第16条中「第19条」を「第21条」に改める。

別記様式第3号中「(記名押印又は署名)」を削る。

別記様式第4号中「(記名押印又は署名)」を削り、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に、「12 運搬車の自動車検査証の写し」を

「12 運搬車の自動車検査証の写し

13 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と に改める。

認める書類

別記様式第6号中「(記名押印又は署名)」を削る。

別記様式第7号中「(記名押印又は署名)」を削り、「6 運搬車の自動車検査証の写し」を

「6 運搬車の自動車検査証の写し

7 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と に改める。

認める書類

別記様式第8号中「(記名押印又は署名)」を削り、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に、「7 運搬車の自動車検査証の写し」を

「7 運搬車の自動車検査証の写し

8 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と に改める。

認める書類

別記様式第9号から別記様式第10号の3までの規定中「(記名押印又は署名)」を削る。

別記様式第11号中「(記名押印又は署名)」を削り、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に、「5 業務経歴を記載した書類」を

「5 業務経歴を記載した書類

6 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と に改める。

認める書類

別記様式第13号中「(記名押印又は署名)」を削り、「第18条」を「第20条」に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に、「4 届出者が個人の場合は、住民票の写し」を

「4 届出者が個人の場合は、住民票の写し

5 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と に改める。

認める書類

別記様式第14号中「(記名押印又は署名)」を削り、「第19条」を「第21条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

別表総合支庁長の項第6項第1号イ中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年 3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第30号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則（昭和48年 3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

|        |        |
|--------|--------|
| 10,880 | 11,580 |
| 14,110 | 15,200 |
| 2,800  | 2,980  |
| 7,640  | 8,250  |
| 6,770  | 7,030  |
| 13,940 | 14,970 |
| 45,590 | 48,240 |

を

|        |        |
|--------|--------|
| 2,700  | 2,880  |
| 10,160 | 10,980 |
| 47,980 | 51,230 |

に、

|        |        |
|--------|--------|
| 2,140  | 2,180  |
| 7,930  | 8,510  |
| 35,060 | 37,570 |

を

|        |        |
|--------|--------|
| 22,730 | 24,460 |
| 68,430 | 73,560 |

に、

|              |   |       |   |
|--------------|---|-------|---|
| ラジウムエマナチオン測定 | " | 7,230 | を |
|--------------|---|-------|---|

|              |   |        |    |
|--------------|---|--------|----|
| ラジウムエマナチオン測定 | " | 7,560  | に、 |
| 可燃性天然ガス濃度測定  | " | 42,200 |    |

|       |       |
|-------|-------|
| 1,550 | 1,630 |
| 2,370 | 2,540 |
| 4,380 | 4,560 |
| 6,160 | 6,550 |
| 4,360 | 4,630 |
| 9,160 | 9,820 |

|        |   |        |       |
|--------|---|--------|-------|
| 42,130 | を | 45,410 | に改める。 |
| 2,100  |   | 2,210  |       |
| 2,680  |   | 2,740  |       |
| 6,950  |   | 7,500  |       |
| 4,160  |   | 4,440  |       |
| 8,070  |   | 8,370  |       |
| 5,440  |   | 5,740  |       |
| 12,530 |   | 13,510 |       |

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

山形県河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第31号

山形県河川法施行細則の一部を改正する規則

山形県河川法施行細則（昭和40年10月県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「30年」を「20年」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、平成21年4月1日以後に許可する流水及び土地の占用について適用し、同日前に許可した流水及び土地の占用については、なお従前の例による。

訓 令

山形県訓令第5号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「5,270円」を「5,230円」に改め、同号ロ中「6,100円」を「6,110円」に改め、同号に次のように加える。

八 専門課程の場合 日額 5,290円

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第288号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定した指定代理納付者について、次のとおり変更する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定代理納付者の名称及び住所  
ヤフー株式会社  
東京都港区六本木六丁目10番1号
- 2 変更の内容

| 変 更 事 項               | 変 更 前                                | 変 更 後                            |
|-----------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 指定代理納付者の住所            | 東京都港区六本木六丁目10番1号                     | 東京都港区赤坂九丁目7番1号                   |
| 指定代理納付者に納付させることができる歳入 | ふるさとやまがた寄附金（インターネットを利用して納付されるものに限る。） | 山形応援寄附金（インターネットを利用して納付されるものに限る。） |

- 3 変更年月日  
平成21年4月1日

### 山形県告示第289号

山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号）第8条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの休館日を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 休館日
  - (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。）及び毎月の第3日曜日
  - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 適用期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

### 山形県告示第290号

山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用料金

| 名 称           | 利 用 料 金 の 額            |                        |                        |               |
|---------------|------------------------|------------------------|------------------------|---------------|
|               | 午前9時から<br>午後0時30分までの間  | 午後1時から<br>午後5時までの間     | 午後5時30分から<br>午後9時までの間  | 左記の時間帯<br>すべて |
| 学習室           | 2,030円<br>(1時間当たり580円) | 2,320円<br>(1時間当たり580円) | 2,030円<br>(1時間当たり580円) | 5,740円        |
| 保育設備付<br>き学習室 | 840円<br>(1時間当たり240円)   | 960円<br>(1時間当たり240円)   | 840円<br>(1時間当たり240円)   | 2,370円        |

備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のため学習室及び保育設備付き学習室を使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 保育設備付き学習室について、使用者が条例第2条第3項第1号に該当し許可を受けた場合は、無料とする。

2 適用期間

平成21年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

山形県告示第291号

山形県県民会館条例（昭和39年 3月県条例第10号）第11条第2項の規定により、山形県県民会館の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年 3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

| 区 分                              |      |      | 利 用 料 金 の 額   |              |                 |                 |               |
|----------------------------------|------|------|---------------|--------------|-----------------|-----------------|---------------|
|                                  |      |      | 午前 9 時 から正午まで | 正午から午後 5 時まで | 午後 5 時から午後10時まで | 午前 9 時から午後10時まで | 左記以外の時間       |
| 入場料金を領収しない場合及び300円以下の入場料金を領収する場合 | ホール  | 平日   | 17,900円       | 26,800円      | 33,800円         | 76,700円         | 1時間当たり10,600円 |
|                                  |      | 土曜日等 | 21,700円       | 31,300円      | 40,200円         | 91,400円         | 1時間当たり12,100円 |
|                                  | 地下講堂 | 平日   | 2,550円        | 2,810円       | 3,700円          | 8,440円          | 1時間当たり1,020円  |
|                                  |      | 土曜日等 | 2,940円        | 3,450円       | 4,470円          | 10,230円         | 1時間当たり1,150円  |
|                                  | 会議室  |      | 1,150円        | 1,660円       | 2,040円          | 4,850円          | 1時間当たり510円    |
|                                  | 展示室  |      | 1,020円        | 1,150円       | 1,530円          | 3,700円          | 1時間当たり510円    |
| 300円を超え1,000円以下の入場料金を領収する場合      | ホール  | 平日   | 26,850円       | 40,200円      | 50,700円         | 115,050円        | 1時間当たり15,900円 |
|                                  |      | 土曜日等 | 32,550円       | 46,950円      | 60,300円         | 137,100円        | 1時間当たり18,150円 |
|                                  | 地下講堂 | 平日   | 3,820円        | 4,210円       | 5,550円          | 12,660円         | 1時間当たり1,530円  |
|                                  |      | 土曜日等 | 4,410円        | 5,170円       | 6,700円          | 15,340円         | 1時間当たり1,720円  |
|                                  | 会議室  |      | 1,720円        | 2,490円       | 3,060円          | 7,270円          | 1時間当たり760円    |
|                                  | 展示室  |      | 1,530円        | 1,720円       | 2,290円          | 5,540円          | 1時間当たり760円    |

|                               |      |      |         |         |          |          |               |
|-------------------------------|------|------|---------|---------|----------|----------|---------------|
| 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合 | ホール  | 平日   | 35,800円 | 53,600円 | 67,600円  | 153,400円 | 1時間当たり21,200円 |
|                               |      | 土曜日等 | 43,400円 | 62,600円 | 80,400円  | 182,800円 | 1時間当たり24,200円 |
|                               | 地下講堂 | 平日   | 5,100円  | 5,620円  | 7,400円   | 16,880円  | 1時間当たり2,040円  |
|                               |      | 土曜日等 | 5,880円  | 6,900円  | 8,940円   | 20,460円  | 1時間当たり2,300円  |
|                               | 会議室  |      | 2,300円  | 3,320円  | 4,080円   | 9,700円   | 1時間当たり1,020円  |
|                               | 展示室  |      | 2,040円  | 2,300円  | 3,060円   | 7,400円   | 1時間当たり1,020円  |
| 3,000円を超え5,000円以下の入場料金を領収する場合 | ホール  | 平日   | 39,380円 | 58,960円 | 74,360円  | 168,740円 | 1時間当たり23,320円 |
|                               |      | 土曜日等 | 47,740円 | 68,860円 | 88,440円  | 201,080円 | 1時間当たり26,620円 |
|                               | 地下講堂 | 平日   | 5,610円  | 6,180円  | 8,140円   | 18,560円  | 1時間当たり2,240円  |
|                               |      | 土曜日等 | 6,460円  | 7,590円  | 9,830円   | 22,500円  | 1時間当たり2,530円  |
|                               | 会議室  |      | 2,530円  | 3,650円  | 4,480円   | 10,660円  | 1時間当たり1,120円  |
|                               | 展示室  |      | 2,240円  | 2,530円  | 3,360円   | 8,130円   | 1時間当たり1,120円  |
| 5,000円を超える入場料金を領収する場合         | ホール  | 平日   | 44,750円 | 67,000円 | 84,500円  | 191,750円 | 1時間当たり26,500円 |
|                               |      | 土曜日等 | 54,250円 | 78,250円 | 100,500円 | 228,500円 | 1時間当たり30,250円 |
|                               | 地下講堂 | 平日   | 6,370円  | 7,020円  | 9,250円   | 21,100円  | 1時間当たり2,550円  |
|                               |      | 土曜日等 | 7,350円  | 8,620円  | 11,170円  | 25,570円  | 1時間当たり2,870円  |
|                               | 会議室  |      | 2,870円  | 4,150円  | 5,100円   | 12,120円  | 1時間当たり1,270円  |
|                               | 展示室  |      | 2,550円  | 2,870円  | 3,820円   | 9,240円   | 1時間当たり1,270円  |

## (2) 設備

| 区分   | 設備名       | 単位 | 利用料金の額 |
|------|-----------|----|--------|
| 舞台設備 | 舞台せりあげ装置  | 1基 | 1,660円 |
|      | オーケストラピット | 一式 | 4,220円 |
|      | 所作台       | 1台 | 190円   |
|      | 演壇        | 一式 | 630円   |
|      | 松羽目       | 一式 | 1,660円 |
|      | びょうぶ      | 1双 | 1,270円 |
|      | ひな壇       | 一式 | 4,730円 |
|      | 指揮台       | 1台 | 310円   |
|      | 譜面台       | 1台 | 160円   |

|       |                   |        |         |
|-------|-------------------|--------|---------|
|       | 紗幕                | 一式     | 830円    |
|       | 地がすり              | 1張     | 700円    |
|       | 緋毛せん              | 1枚     | 120円    |
|       | 上敷ござ              | 1枚     | 110円    |
|       | 展示用パネル            | 1枚     | 20円     |
|       | 大太鼓               | 一式     | 1,270円  |
| ピアノ   | ホール用 スタインウェイ      | 1台     | 10,230円 |
|       | ホール用 ヤマハ          | 1台     | 5,110円  |
|       | 地下講堂用 カワイ         | 1台     | 2,550円  |
| 映写設備  | 35ミリ映写機           | 2台1組   | 7,670円  |
|       | 16ミリ映写機           | 1台     | 3,830円  |
|       | スライドプロジェクター       | 1台     | 1,150円  |
|       | オーバーヘッドプロジェクター    | 1台     | 890円    |
|       | スクリーン             | 1張     | 1,660円  |
| 音響設備  | 拡声装置              | 一式     | 2,550円  |
|       | 拡声装置(地下講堂備付け)     | 一式     | 1,150円  |
|       | 拡声装置(移動用)         | 一式     | 1,150円  |
|       | マイク               | 1本     | 510円    |
|       | ワイヤレスマイク          | 1本     | 1,020円  |
|       | マイク3点吊装置          | 1基     | 830円    |
|       | マイクエレベーター装置       | 1基     | 830円    |
|       | コンデンサーマイク         | 1本     | 950円    |
|       | ダイナミックマイク         | 1本     | 830円    |
|       | フロントバックスピーカー      | 1台     | 630円    |
|       | ステージスピーカー         | 1台     | 830円    |
|       | ウォールスピーカー         | 1組     | 830円    |
|       | レコードプレーヤー         | 1台     | 1,020円  |
|       | コンパクトディスクプレーヤー    | 1台     | 1,020円  |
|       | テープレコーダー          | 1台     | 1,150円  |
|       | ミニディスクプレーヤー       | 1台     | 1,150円  |
|       | エコーマシン            | 1台     | 1,270円  |
|       | スタンド              | 1本     | 250円    |
| 音響反射板 | 一式                | 3,830円 |         |
| 照明設備  | ボーダーライト           | 1列     | 1,020円  |
|       | サスペンションライト        | 1列     | 1,530円  |
|       | アッパーホリゾンライト       | 1列     | 1,270円  |
|       | シーリングスポットライト      | 1列     | 2,810円  |
|       | センターピンスポットライト     | 1台     | 1,910円  |
|       | フロントサイドライト(右)     | 1組     | 1,270円  |
|       | フロントサイドライト(左)     | 1組     | 1,270円  |
|       | フットライト            | 1列     | 630円    |
|       | スポットライト(1キロワット以上) | 1台     | 380円    |
|       | スポットライト(500ワット)   | 1台     | 190円    |
|       | ロアホリゾンライト         | 1列     | 760円    |
|       | ストリップライト          | 1本     | 120円    |
|       | タワースタンド           | 1基     | 510円    |
|       | トーマンタースポットライト     | 1基     | 630円    |
|       | エフェクトマシン          | 1台     | 630円    |
|       | 元玉、先玉             | 1個     | 160円    |

|            |    |      |
|------------|----|------|
| ミラーボール     | 1台 | 630円 |
| オーケストラ用ランプ | 1個 | 70円  |
| プラスターカラー   | 1枚 | 700円 |
| スタンド       | 1本 | 250円 |

(注) この表に定める額は、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで及び午後5時から午後10時までの各1回当たりの額である。

(3) 準備又は練習のためのホール使用

| 区 分  | 利用料金の額     |            |               |              |                  |
|------|------------|------------|---------------|--------------|------------------|
|      | 午前9時から正午まで | 正午から午後5時まで | 午後5時から午後10時まで | 午前9時から午後5時まで | 左記以外の時間          |
| 平日   | 8,950円     | 13,400円    | 16,900円       | 38,350円      | 1時間当たり<br>5,300円 |
| 土曜日等 | 10,850円    | 15,650円    | 20,100円       | 45,700円      | 1時間当たり<br>6,050円 |

(4) 浴室使用に係る加算額

| 使用時間の区分                                     | 加算額    |
|---------------------------------------------|--------|
| 午前9時から正午まで、正午から午後5時まで及び午後5時から午後10時までの各1回当たり | 1,270円 |

(5) 電気消費に係る加算額

持込みに係る器具等の定格消費電力の総計(キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。)を次に掲げる金額に乗じて得た額

| 区 分           | 額    |
|---------------|------|
| 午前9時から正午まで    | 190円 |
| 正午から午後5時まで    | 310円 |
| 午後5時から午後10時まで | 310円 |
| 午前9時から午後10時まで | 810円 |

(6) 冷暖房使用に係る加算額

| 区 分  | 加 算 額            |                  |
|------|------------------|------------------|
|      | 冷 房              | 暖 房              |
| ホール  | 1時間当たり<br>4,600円 | 1時間当たり<br>4,600円 |
| 地下講堂 |                  | 1時間当たり<br>510円   |
| 会議室  | 1時間当たり<br>120円   | 1時間当たり<br>190円   |



備考 第1項及び第3項の表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

### 山形県告示第292号

山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）第10条第2項の規定により、山形県郷土館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 開館時間

午前9時から午後4時30分までとする。ただし、8月4日から8月15日までの日については、午前9時から午後6時30分までとする。

#### 2 休館日

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）ただし、8月5日から8月7日までの日を除く。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

## 3 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

### 山形県告示第293号

山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）第12条第2項の規定により、山形県郷土館の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 利用料金

##### (1) 施設

イ 入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合

| 区 分     | 利 用 料 金 の 額    |                |                |
|---------|----------------|----------------|----------------|
|         | 午前9時から午後1時までの間 | 午後1時から午後5時までの間 | 午後5時から午後9時までの間 |
| 第1会議室   | 1,050円         | 1,320円         | 1,580円         |
| 第2会議室   | 1,050円         | 1,320円         | 1,580円         |
| 第1ギャラリー | 560円           | 710円           | 850円           |
| 第2ギャラリー | 1,050円         | 1,320円         | 1,580円         |
| 第3ギャラリー | 1,130円         | 1,420円         | 1,700円         |
| 第4ギャラリー | 1,050円         | 1,320円         | 1,580円         |
| 第5ギャラリー | 1,080円         | 1,350円         | 1,620円         |
| 第6ギャラリー | 1,240円         | 1,550円         | 1,860円         |

|         |        |        |         |
|---------|--------|--------|---------|
| 第7ギャラリー | 570円   | 720円   | 860円    |
| 第8ギャラリー | 1,080円 | 1,350円 | 1,620円  |
| ホ－ル     | 6,840円 | 8,560円 | 10,270円 |
| 中庭      | 3,200円 | 4,000円 | 4,800円  |

ロ 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合

| 区 分     | 利 用 料 金 の 額    |                |                |
|---------|----------------|----------------|----------------|
|         | 午前9時から午後1時までの間 | 午後1時から午後5時までの間 | 午後5時から午後9時までの間 |
| 第1会議室   | 2,100円         | 2,640円         | 3,160円         |
| 第2会議室   | 2,100円         | 2,640円         | 3,160円         |
| 第1ギャラリー | 1,120円         | 1,420円         | 1,700円         |
| 第2ギャラリー | 2,100円         | 2,640円         | 3,160円         |
| 第3ギャラリー | 2,260円         | 2,840円         | 3,400円         |
| 第4ギャラリー | 2,100円         | 2,640円         | 3,160円         |
| 第5ギャラリー | 2,160円         | 2,700円         | 3,240円         |
| 第6ギャラリー | 2,480円         | 3,100円         | 3,720円         |
| 第7ギャラリー | 1,140円         | 1,440円         | 1,720円         |
| 第8ギャラリー | 2,160円         | 2,700円         | 3,240円         |
| ホ－ル     | 13,680円        | 17,120円        | 20,540円        |
| 中庭      | 6,400円         | 8,000円         | 9,600円         |

ハ 3,000円を超える入場料金を領収する場合

| 区 分     | 利 用 料 金 の 額    |                |                |
|---------|----------------|----------------|----------------|
|         | 午前9時から午後1時までの間 | 午後1時から午後5時までの間 | 午後5時から午後9時までの間 |
| 第1会議室   | 2,310円         | 2,900円         | 3,470円         |
| 第2会議室   | 2,310円         | 2,900円         | 3,470円         |
| 第1ギャラリー | 1,230円         | 1,560円         | 1,870円         |

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 第 2 ギャラリー | 2,310円  | 2,900円  | 3,470円  |
| 第 3 ギャラリー | 2,480円  | 3,120円  | 3,740円  |
| 第 4 ギャラリー | 2,310円  | 2,900円  | 3,470円  |
| 第 5 ギャラリー | 2,370円  | 2,970円  | 3,560円  |
| 第 6 ギャラリー | 2,720円  | 3,410円  | 4,090円  |
| 第 7 ギャラリー | 1,250円  | 1,580円  | 1,890円  |
| 第 8 ギャラリー | 2,370円  | 2,970円  | 3,560円  |
| ホ　　－　　ル   | 15,040円 | 18,830円 | 22,590円 |
| 中　　庭      | 7,040円  | 8,800円  | 10,560円 |

## 二 準備又は練習のために使用する場合

| 区　　分      | 利　用　料　金　の　額    |                |                |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
|           | 午前9時から午後1時までの間 | 午後1時から午後5時までの間 | 午後5時から午後9時までの間 |
| 第 1 会 議 室 | 520円           | 660円           | 790円           |
| 第 2 会 義 室 | 520円           | 660円           | 790円           |
| 第 1 ギャラリー | 280円           | 350円           | 420円           |
| 第 2 ギャラリー | 520円           | 660円           | 790円           |
| 第 3 ギャラリー | 560円           | 710円           | 850円           |
| 第 4 ギャラリー | 520円           | 660円           | 790円           |
| 第 5 ギャラリー | 540円           | 670円           | 810円           |
| 第 6 ギャラリー | 620円           | 770円           | 930円           |
| 第 7 ギャラリー | 280円           | 360円           | 430円           |
| 第 8 ギャラリー | 540円           | 670円           | 810円           |
| ホ　　－　　ル   | 3,420円         | 4,280円         | 5,130円         |
| 中　　庭      | 1,600円         | 2,000円         | 2,400円         |

## ホ 電気消費に係る加算額

午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、200円に持込み器具等の定格消費電力の総計(キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)を乗じて得た額

## ヘ 冷暖房使用に係る加算額

ホールを使用する場合に限り、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、1,630円

## (2) 設 備

| 種 別    | 設 備 名          | 単 位 | 利用料金の額 |
|--------|----------------|-----|--------|
| 舞台設備   | ピアノ            | 1台  | 5,300円 |
|        | 指揮台            | 1台  | 100円   |
|        | 譜面台            | 1台  | 100円   |
|        | 演壇             | 一式  | 400円   |
| 舞台照明設備 | 演壇照明           | 1列  | 1,010円 |
|        | スポットライト        | 1台  | 500円   |
| 視聴覚設備  | マイクセット         | 一式  | 1,010円 |
|        | スライド映写機        | 一式  | 810円   |
|        | オーバーヘッドプロジェクター | 一式  | 1,010円 |
|        | 携帯用ビデオカメラ      | 1台  | 500円   |
|        | モニターテレビ        | 1台  | 500円   |
| 展示設備   | 展示パネル          | 1枚  | 20円    |
|        | 展示ケース          | 1台  | 200円   |

## 備考

- 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 2 表に定める設備の料金の額は、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第294号

山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。)第15条の4第2項の規定により、県政史緑地の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 区 分               |      | 単 位          | 金 額     |
|-------------------|------|--------------|---------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      | 700円    |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 |      | 1平方メートル1日につき | 70円     |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      | 700円    |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影 | 1人1日につき      | 700円    |
|                   | 映画撮影 | 1日につき        | 14,000円 |

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第295号

平成16年3月県告示第383号（悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成21年7月1日から施行する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号八中「都市計画区域」を「都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

## 山形県告示第296号

山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程の一部を改正する規程

山形県廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳等閲覧規程（平成4年7月県告示第803号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第19条の10第3項」を「第19条の11第3項」に改める。

別記様式中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、「印」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県告示第297号

山形県立自然博物館条例（平成3年3月県条例第12号）第3条第2項の規定により、山形県立自然博物館の施設及び設備のうちネイチャーセンターの開館時間を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 開館時間

午前9時から午後5時まで

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第298号

山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、山形県志津野営場の休場日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 休場日

11月1日から翌年の5月31日までの日（4月1日から5月31日までの間で条例第2条第1項の許可を受けた者が使用する日を除く。）

## 2 利用時間

午前10時から翌日の午前10時まで

## 3 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第299号

山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号）第10条第2項の規定により、山形県志津野営場の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 名 称      | 利 用 料 金          |
|----------|------------------|
| 第1テントサイト | 1区画1泊につき 1,000円  |
| 第2テントサイト | テント1張り1泊につき 500円 |

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第300号

山形県こども館条例の一部を改正する条例（平成20年3月県条例第23号）による改正後の山形県こども館条例（平成4年3月県条例第13号）第3条第2項の規定により、山形県こども館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 開館時間

午前9時30分から午後5時までとする。ただし、7月1日から9月30日までの日にあつては、午前9時30分から午後5時30分までとする。

## 2 休館日

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

## 3 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第301号

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程（昭和40年4月県告示第341号）の一部を次のように改正する。  
 第2条中「係る債務」を「係る中小企業者が負担すべき保証料」に、「とする」を「（千円未満は切り捨てる。）とする」に改め、同条の表を次のように改める。

| 保 証 制 度                               |                   | 補給割合  |
|---------------------------------------|-------------------|-------|
| 小額融資保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。）   | 県特                | 10分の3 |
|                                       | 特別小口              |       |
| 小口零細企業保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。） |                   | 10分の3 |
| 近代化資金保証制度                             | 公害防止対策            | 10分の4 |
|                                       | エネルギー対策           |       |
|                                       | 新事業開拓             |       |
|                                       | 労働力確保関連           |       |
|                                       | 中小小売商業関連          |       |
|                                       | 伝統的工芸品支援関連        |       |
|                                       | 地域伝統芸能等関連         |       |
|                                       | 流通業務総合効率化関連       |       |
|                                       | 特定事業活動等関連         |       |
|                                       | 中心市街地商業等活性化(支援)関連 |       |
|                                       | 創業等関連             |       |
|                                       | 特定新技術事業活動関連       |       |
|                                       | 経営革新関連            |       |
|                                       | 経営基盤強化関連          |       |
|                                       | 創業関連              |       |
|                                       | 経営資源活用関連          |       |
| 周辺地域整備関連                              |                   |       |
| 異分野連携新事業分野開拓関連                        |                   |       |
| 特定研究開発等関連                             |                   |       |

|                                          |              |         |
|------------------------------------------|--------------|---------|
|                                          | 地域産業集積関連     |         |
|                                          | 地域産業資源活用事業関連 |         |
|                                          | 再挑戦支援        |         |
|                                          | 農商工等連携事業関連   |         |
| 商工業振興資金保証制度                              |              | 10分の4   |
| セーフティネット保証制度(山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。)  | 第1号から第6号まで   | 100分の46 |
|                                          | 第7号及び第8号     | 85分の39  |
| 事業再生保証制度(山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。)      |              | 10分の4   |
| 事業再生円滑化関連保証制度(山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。) |              | 10分の4   |

第3条中「(別記様式)」を「(別記様式)及び参考となる書類」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、保証料補給金に関して必要な事項は、別に定める。

別記様式を次のとおり改める。

別記様式

保 証 料 補 給 計 算 書  
年 月 から 年 月 まで

| 保証制度名 | 当期補給対象件数 | 当期補給金算定額 |
|-------|----------|----------|
|       | 件        | 円        |
|       |          |          |
|       |          |          |
|       |          |          |
|       |          |          |
|       |          |          |
|       |          |          |
| 合 計   |          |          |

補給対象額 円

補給金合計(千円未満切捨て) 円

- (注) 1 保証制度ごとかつ保証料率ごとに記載すること。  
2 補給対象額は、当期補給金算定額の合計に一致させること。



## 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年10月1日から適用する。
- 平成20年10月1日前に山形県信用保証協会が受け付けた債務の保証に係る保証料補給金については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第302号

山形県産業科学館条例（平成12年10月県条例第72号）第6条第2項の規定により、山形県産業科学館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 開館時間  
午前10時から午後6時まで
- 休館日  
(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）  
(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 適用期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第303号

山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）第7条第2項の規定により、山形県国民宿舎竜山荘の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 区 分 |                       | 利 用 料 金 |        |
|-----|-----------------------|---------|--------|
| 宿泊  | 一般                    | 1人1泊につき | 3,560円 |
|     | 小学生                   | 1人1泊につき | 2,900円 |
|     | 幼児（独立して寝具を使用する場合に限る。） | 1人1泊につき | 1,440円 |
| 休憩  | 一般                    | 1人1回につき | 1,120円 |
|     | 小学生                   | 1人1回につき | 560円   |
| 会議  | 30畳を超える室              | 1室につき   | 6,930円 |
|     | 20畳を超え30畳以下の室         | 1室につき   | 4,840円 |
|     | 10畳を超え20畳以下の室         | 1室につき   | 2,750円 |
|     | 10畳以下の室               | 1室につき   | 1,370円 |

備考 この表において「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学の始期に達しないものをいう。

- 適用期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

山形県告示第304号

山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第5条第2項の規定により、山形県民の海・プールの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間

午前9時から午後9時まで

2 休館日

設けない。ただし、プールの施設及び設備の維持管理のため必要があるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に休館する。

3 適用期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

山形県告示第305号

山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第7条第2項の規定により、山形県民の海・プールの利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

| 区 分         |                   | 利 用 料 金       |                   |         |      |
|-------------|-------------------|---------------|-------------------|---------|------|
| 人           | 一般                | 回数券による利用の場合   | 1人11回につき          | 5,400円  |      |
|             |                   |               | 1人22回につき          | 9,800円  |      |
|             |                   | パスポートによる利用の場合 | 1人1年につき           | 28,000円 |      |
|             |                   |               | 繁忙期の利用の場合         | 1人1回につき | 600円 |
|             |                   | 繁忙期以外の利用の場合   | 1人1回につき           | 540円    |      |
|             |                   |               | 高齢者の利用の場合         | 1人1回につき | 490円 |
|             |                   |               | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき | 490円 |
|             |                   |               | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき | 400円 |
|             | 高校生               | 回数券による利用の場合   | 1人11回につき          | 3,200円  |      |
|             |                   |               | 1人22回につき          | 5,800円  |      |
|             |                   | パスポートによる利用の場合 | 1人1年につき           | 17,000円 |      |
|             |                   | 繁忙期の利用の場合     | 1人1回につき           | 400円    |      |
|             |                   | 繁忙期以外の利用の場合   | 1人1回につき           | 320円    |      |
|             |                   |               | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき | 290円 |
|             |                   |               | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき | 240円 |
|             | 児童等               | 回数券による利用の場合   | 1人11回につき          | 2,700円  |      |
|             |                   |               | 1人22回につき          | 5,000円  |      |
|             |                   | パスポート利用の場合    | 1人1年につき           | 14,000円 |      |
|             |                   | 繁忙期の利用の場合     | 1人1回につき           | 300円    |      |
|             |                   | 繁忙期以外の利用の場合   | 1人1回につき           | 270円    |      |
| 障がい者等の利用の場合 |                   |               | 1人1回につき           | 250円    |      |
| 一般          | 繁忙期の利用の場合         | 1人1回につき       | 480円              |         |      |
|             |                   | 繁忙期以外の利用の場合   | 1人1回につき           | 440円    |      |
|             | 高齢者の利用の場合         | 1人1回につき       | 400円              |         |      |
|             | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき       | 400円              |         |      |
|             | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき       | 360円              |         |      |

|        |             |             |                   |         |      |
|--------|-------------|-------------|-------------------|---------|------|
| 団<br>体 | 高校生         | 繁忙期の利用の場合   | 1人1回につき           | 320円    |      |
|        |             | 繁忙期以外の利用の場合 | 1人1回につき           | 260円    |      |
|        |             |             | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき | 240円 |
|        |             |             | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき | 220円 |
|        | 児童等         | 繁忙期の利用の場合   | 1人1回につき           | 240円    |      |
|        |             | 繁忙期以外の利用の場合 | 1人1回につき           | 220円    |      |
|        |             |             | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき | 200円 |
|        |             |             | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき | 180円 |
| 親子     | 回数券による利用の場合 | 1組11回につき    | 6,700円            |         |      |
|        | 繁忙期以外の利用の場合 | 1組1回につき     | 730円              |         |      |

## 備考

- この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「親子」とは、一般と児童等の各1名ずつの1組をいう。
- この表において「繁忙期」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに7月20日から8月20日までの日をいう。
- この表において「高齢者」とは、利用日における年齢が満65歳以上の者をいう。
- この表において「障がい者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者をいう。

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

## 山形県告示第306号

山形県観光情報センター条例（平成12年10月県条例第73号）第3条第2項の規定により、山形県観光情報センターの開館時間を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 開館時間

午前10時から午後6時まで

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第307号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（平成21年3月県内水面漁場管理委員会指示第1号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川、その支流及び小支流

(1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川、それらの支流及び小支流

(2) 川西町小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川、その支流及び小支流

## 2 米沢市内の松が岬公園の堀

## 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川

- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川、その支流及び小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川、その支流及び小支流

## 山形県告示第308号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 変更した事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能性について本県に定められた数量等に関する事項のうち第一種特定海洋生物資源の平成20年の知事管理の対象となる漁期及び数量

## (2) 変更した内容

## イ 変更前

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期     | 本県に定められた数量 |
|-------------|----------------|------------|
| ず わ い が に   | 7 月 から 翌 年 6 月 | 22トン       |

## ロ 変更後

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期     | 本県に定められた数量 |
|-------------|----------------|------------|
| ず わ い が に   | 7 月 から 翌 年 6 月 | 27トン       |

## 2 (1) 変更した事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能性について本県に定められた数量等に関する事項のうち第一種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理の対象となる漁期及び数量

## (2) 変更した内容

## イ 変更前

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期     | 本県に定められた数量 |
|-------------|----------------|------------|
| す け と う だ ら | 4 月 から 翌 年 3 月 |            |
| ま あ じ       | 1 月 から 12 月    | 若 干        |
| ず わ い が に   | 7 月 から 翌 年 6 月 |            |
| す る め い か   | 1 月 から 12 月    | 若 干        |

（注）すけとうだら及びずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

□ 変更後

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期 | 本県に定められた数量 |
|-------------|------------|------------|
| すけとうだら      | 4月から翌年3月   | 若干         |
| まあじ         | 1月から12月    | 若干         |
| ずわいがに       | 7月から翌年6月   |            |
| するめいか       | 1月から12月    | 若干         |

（注）ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

山形県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
因幡堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤島字笹花16番地2
- 3 認可年月日  
平成21年3月23日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第310号

山形県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）第4条第2項の規定により、山形県民の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 利用日及び利用時間

| 施設名                                     | 利用日                                                                                                     | 利用時間            |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 森林学習展示館<br>森の工房「む・う・ぶ」<br>フィールドアスレチック施設 | 4月29日から5月6日までの日                                                                                         | 午前9時から午後4時30分まで |
|                                         | 5月7日から6月30日までの日（月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。） | 午前9時から午後4時30分まで |
|                                         | 7月1日から7月19日までの日（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）                                           | 午前8時45分から午後5時まで |

|     |                                                                 |                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
|     | 7月20日から8月31日までの日                                                | 午前8時45分から午後5時まで                                           |
|     | 9月1日から9月30日までの日(月曜日(その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。)   | 午前8時45分から午後5時まで                                           |
|     | 10月1日から11月30日までの日(月曜日(その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。) | 午前9時から午後4時まで                                              |
| 野営場 | 7月1日から9月30日までの日                                                 | 宿泊を伴わない利用にあっては午前9時から午後4時30分まで、宿泊を伴う利用にあっては午前9時から翌日の午前9時まで |

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第311号

山形県民の森条例(昭和56年7月県条例第27号)第6条第2項の規定により、山形県民の森の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 施設名           | 区分 | 利用料金          |              |
|---------------|----|---------------|--------------|
|               |    | 一般            | 小学生・中学生      |
| フィールドアスレチック施設 | 個人 | 300円          | 150円         |
|               | 団体 | 1人につき<br>150円 | 1人につき<br>70円 |

備考 この表において「団体」とは、20人以上をいう。

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示312号

山形県遊学の森条例(平成15年3月県条例第24号)第3条第2項の規定により、山形県遊学の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用日及び利用時間

| 施設名   | 利用日                                                                                                      | 利用時間            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 森林交流館 | 1月4日から12月28日までの日（月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。） | 午前9時から午後4時30分まで |

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成25年3月31日まで

## 山形県告示第313号

山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）第4条第2項の規定により、山形県源流の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉村美栄子

## 1 利用日及び利用時間

| 施設名                                         | 利用日                                                                                                     | 利用時間            |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 源流の森センター<br>丸太とロープの冒険コース<br>アトリエ<br>源流の森ロッジ | 4月29日から5月6日までの日                                                                                         | 午前9時から午後4時30分まで |
|                                             | 5月7日から7月19日までの日（月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。） | 午前9時から午後4時30分まで |
|                                             | 7月20日から8月31日までの日                                                                                        | 午前9時から午後5時まで    |
|                                             | 9月1日から9月19日までの日（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）                                           | 午前9時から午後4時30分まで |
|                                             | 9月20日から10月20日までの日                                                                                       | 午前9時から午後4時30分まで |
|                                             | 10月21日から11月30日までの日（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）                                        | 午前9時から午後4時30分まで |

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第314号

山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）第6条第2項の規定により、山形県源流の森の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉村美栄子

## 1 利用料金

| 施設名          | 区分                                   | 利用料金   |            |
|--------------|--------------------------------------|--------|------------|
|              |                                      | 個人     | 団体         |
| 丸太とロープの冒険コース | 児童生徒が使用する場合（個人でハイエレメントのみを使用する場合を除く。） | 500円   | 1人につき 250円 |
|              | 上記以外の場合（個人でハイエレメントのみを使用する場合を除く。）     | 1,000円 | 1人につき 500円 |
|              | ハイエレメントのみを使用する場合                     | 300円   |            |
| アトリエ         | 児童生徒が使用する場合                          | 100円   | 1人につき 50円  |
|              | 上記以外の場合                              | 400円   | 1人につき 200円 |

- 備考 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。  
 2 この表において「児童生徒」とは、義務教育を受けている者又はこれに準ずる者をいう。  
 3 丸太とロープの冒険コースは、「ハイエレメント」及び「ローエレメント」から構成される。

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第315号

山形県眺海の森条例（昭和63年7月県条例第40号）第3条第2項の規定により、山形県眺海の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用日及び利用時間

| 施設名     | 利用日                                                                                                      | 利用時間            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 森林学習展示館 | 4月10日から4月28日までの日（月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。） | 午前9時から午後4時30分まで |
|         | 4月29日から5月5日までの日                                                                                          | 午前9時から午後4時30分まで |
|         | 5月6日から7月19日までの日（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）                                            | 午前9時から午後4時30分まで |
|         | 7月20日から8月31日までの日                                                                                         | 午前9時から午後4時30分まで |
|         | 9月1日から11月30日までの日（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）                                           | 午前9時から午後4時30分まで |



## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成25年3月31日まで

## 山形県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 白石上山線
- 2 供用開始の区間 上山市旭町二丁目171番2から  
同 旭町一丁目359番3まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

## 山形県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成21年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長     |
|--------------------------------|---|------|-----------------------|---------|
| 寒河江市六供町一丁目335番2から<br>同 417番8まで |   | 旧    | 19.0メートル<br>ゝ<br>9.3  | 220メートル |
| 同                              | 上 | 新    | 27.0メートル<br>ゝ<br>16.1 | 同上      |

## 山形県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成21年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長     |
|-----------------------------------|---|------|-----------------------|---------|
| 西村山郡河北町谷地字谷地チ125番1から<br>同 チ23番6まで |   | 旧    | 28.5メートル<br>ゝ<br>8.4  | 277メートル |
| 同                                 | 上 | 新    | 26.2メートル<br>ゝ<br>16.0 | 同上      |

## 山形県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成21年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童大江線
- 2 供用開始の区間 寒河江市六供町一丁目335番2から  
同 417番8まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

## 山形県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成21年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字谷地チ125番1から  
同 チ23番6まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

## 山形県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成21年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|-----------------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 最上郡戸沢村大字神田字下濁沢703番1から<br>同 津谷字阿込1642番まで | 旧    | 13.0メートル<br>?<br>12.0 | メートル<br>28 |
| 同 上                                     | 新    | 15.0メートル<br>?<br>14.0 | 同 上        |

## 山形県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成21年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新庄戸沢線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字神田字下濁沢703番1から  
同 津谷字阿込1642番まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

## 山形県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成21年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新庄戸沢線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字升形字下野2955番1から  
同 上三野428番まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

## 山形県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成21年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字丸森3552番9から  
同 1005番8まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

## 山形県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桧原板谷線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長         |
|----------------------------------|------|-----------------|-------------|
| 米沢市大字板谷字橋元204番3から<br>同 字原177番1まで | 旧    | 8.3メートル<br>4.8  | メートル<br>544 |
| 同 上                              | 新    | 15.4メートル<br>6.2 | 同 上         |

## 山形県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 桧原板谷線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字板谷字橋元204番3から  
同 字原177番1まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月31日

## 山形県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年3月31日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡広野線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|----------------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 東田川郡三川町大字横山字城下379番から<br>同 298番まで |   | 旧    | 34.4メートル<br>と<br>28.0 | メートル<br>21 |
| 同                                | 上 | 新    | 34.4メートル<br>と<br>27.5 | 同上         |

## 山形県告示第328号

山形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号）第10条第2項の規定により、山形県ふるさと交流広場の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 名 称   | 区 分                |                    | 単 位      | 利用料金 |
|-------|--------------------|--------------------|----------|------|
| 多目的広場 | 全部を使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 | 1時間当たり   | 300円 |
|       |                    | 上記以外の場合            | 1時間当たり   | 500円 |
|       | 半面を使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 | 1時間当たり   | 200円 |
|       |                    | 上記以外の場合            | 1時間当たり   | 300円 |
|       | 1/4面を使用する<br>場合    | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 | 1時間当たり   | 100円 |
|       |                    | 上記以外の場合            | 1時間当たり   | 200円 |
| 庭球場   | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 |                    | 1面1時間当たり | 200円 |
|       | 上記以外の場合            |                    | 1面1時間当たり | 300円 |

備考 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

山形県告示第329号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、土木部交通政策課及び庄内総合支庁建設部港湾事務所において縦覧に供する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉村美栄子

1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の

表航行補助施設Eの項中 「 - 9 7.5 」 を

「 - 9 4.5 」 に、

「 仮設灯浮標第6号 - 12 4.5 」 を

|           |      |     |      |
|-----------|------|-----|------|
| 仮設灯浮標第6号  | - 12 | 4.5 | に改め、 |
| 仮設灯浮標第5号  | - 13 | 5.5 |      |
| 仮設灯浮標第7号  | - 14 | 6.0 |      |
| 仮設灯浮標第10号 | - 15 | 6.0 |      |
| 仮設灯浮標第11号 | - 16 | 6.0 |      |
| 仮設灯浮標第9号  | - 21 | 6.0 |      |

同表保管施設Hの項中 「 5,624 」 を 「 6,157 」 に改め、同表港湾環境整備施設Lの項中

「 665 平方メートル 」 を 「 642 平方メートル 」 に改め、同表港湾管理施設Nの項中

「 877 平方メートル 」 を 「 780 平方メートル 」 に改める。

山形県告示第330号

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の2第2項の規定により、指定港湾施設の利用時間等及び休業日等を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉村美栄子

## 1 利用時間等

| 区 分              | 利用時間等                                                                               |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 酒田北港緑地展望台        | 午前10時から午後5時まで。ただし、毎月第1土曜日及び第3土曜日は午前10時から午後9時まで。夕日の見える日は、日の入りまで利用時間を延長する。            |
| 山形県酒田海洋センター      | 午前10時から午後5時まで                                                                       |
| 第1酒田プレジャーポートスポット | 4月24日から5月31日まで及び9月1日から9月30日までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) |
|                  | 6月1日から8月31日までの日曜日、土曜日及び休日                                                           |
|                  | 上記以外の日                                                                              |
| 鼠ヶ関マリーナ          | 4月1日から9月30日までの期間                                                                    |
|                  | 上記以外の期間                                                                             |
|                  | 午前7時から午後5時30分まで                                                                     |
|                  | 午前6時から午後6時30分まで                                                                     |
|                  | 午前8時30分から午後5時まで                                                                     |
|                  | 午前8時から午後6時まで。ただし、船揚場は午前6時から午後6時まで。研修ホールは午前8時から午後9時までとする。                            |
|                  | 午前8時30分から午後5時まで。ただし、研修ホールは午前8時30分から午後9時までとする。                                       |

## 2 休業日等

| 区 分              | 休業日等                                                                            |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 酒田北港緑地展望台        | 1 月曜日(その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)                                      |
|                  | 2 12月31日から翌年の2月末日までの日                                                           |
| 山形県酒田海洋センター      | 1 5月の第1月曜日を除く月曜日(その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)                           |
|                  | 2 1月1日及び12月31日                                                                  |
| 第1酒田プレジャーポートスポット | 12月30日から翌年の1月5日までの日                                                             |
| 鼠ヶ関マリーナ          | 1 4月25日から5月7日まで及び7月20日から8月20日までの日を除く期間の火曜日(その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) |
|                  | 2 12月29日から翌年の1月3日までの日                                                           |

## 3 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第331号

山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)第26条の4第2項の規定により、指定港湾施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 第1酒田プレジャーボートスポット

| 港湾施設名                      | 使用区分           | 利用料金                        | 備考                                  |
|----------------------------|----------------|-----------------------------|-------------------------------------|
| 棧橋<br>物揚場<br>船揚場<br>船舶保管施設 | 1 使用期間が1月未満の場合 | 船舶の長さ1メートル<br>1日につき<br>130円 | 船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 |
|                            | 2 使用期間が1月以上の場合 | 船舶の長さ1メートル<br>1月につき<br>632円 |                                     |

## (2) 加茂港緑地

| 港湾施設名 | 使用区分 | 利用料金   | 備考              |                                |
|-------|------|--------|-----------------|--------------------------------|
| 緑地    | 駐車場  | マイクロバス | 1日1回につき<br>800円 | 7月19日から8月20日までの午前8時30分から午後5時まで |
|       |      | 普通自動車  | 1日1回につき<br>700円 |                                |
|       |      | 自動二輪車  | 1日1回につき<br>300円 |                                |

## (3) 鼠ヶ関マリーナ

| 港湾施設名            | 使用区分                                         | 利用料金                                         | 備考                                                         |
|------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 棧橋<br>浮棧橋<br>物揚場 | 1 ヨット                                        |                                              | 県内に住所を有する者が使用する場合における利用料金の額は、当分の間、所定の利用料金の額の3分の2に相当する額とする。 |
|                  | (1) ディンギー型ヨット                                | 6時間までごとに<br>310円                             |                                                            |
|                  | (2) ディンギー型ヨット以外のヨット                          |                                              |                                                            |
|                  | イ 長さ5メートル未満のもの                               | 6時間までごとに<br>630円                             |                                                            |
|                  | ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの                        | 6時間までごとに<br>780円                             |                                                            |
|                  | ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの                        | 6時間までごとに<br>890円                             |                                                            |
|                  | ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの                        | 6時間までごとに<br>1,020円                           |                                                            |
|                  | ホ 長さ8メートル以上のもの                               | 6時間までごとに1,020円に長さが7メートルを超える1メートルごとに310円を加えた額 |                                                            |
|                  | 2 モーターボート                                    |                                              |                                                            |
|                  | (1) 和船型モーターボート                               |                                              |                                                            |
|                  | イ 長さ5メートル未満のもの                               | 6時間までごとに<br>680円                             |                                                            |
|                  | ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの                        | 6時間までごとに<br>830円                             |                                                            |
|                  | ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの                        | 6時間までごとに<br>940円                             |                                                            |
|                  | ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの                        | 6時間までごとに<br>1,090円                           |                                                            |
| ホ 長さ8メートル以上のもの   | 6時間までごとに1,090円に長さが7メートルを超える1メートルごとに370円を加えた額 |                                              |                                                            |

|        |                          |                                              |         |                                                                                                    |
|--------|--------------------------|----------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | (2) 和船型モーターボート以外のモーターボート |                                              |         |                                                                                                    |
|        | イ 長さ5メートル未満のもの           | 6時間までごとに                                     | 830円    |                                                                                                    |
|        | ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの    | 6時間までごとに                                     | 1,000円  |                                                                                                    |
|        | ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの    | 6時間までごとに                                     | 1,180円  |                                                                                                    |
|        | ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの    | 6時間までごとに                                     | 1,350円  |                                                                                                    |
|        | ホ 長さ8メートル以上のもの           | 6時間までごとに1,350円に長さが7メートルを超える1メートルごとに430円を加えた額 |         |                                                                                                    |
| 船舶保管施設 | 1 ヨット                    |                                              |         | (1) 県内に住所を有する者が使用する場合における利用料金の額は、当分の間、所定の利用料金の額の3分の2に相当する額とする。<br>(2) 使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 |
|        | (1) ディンギー型ヨット            |                                              |         |                                                                                                    |
|        | イ 使用期間が1月未満の場合           | 1日につき                                        | 1,250円  |                                                                                                    |
|        | ロ 使用期間が1月以上の場合           | 1月につき                                        | 6,300円  |                                                                                                    |
|        | (2) ディンギー型ヨット以外のヨット      |                                              |         |                                                                                                    |
|        | イ 長さ5メートル未満のもの           |                                              |         |                                                                                                    |
|        | (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき                                        | 2,360円  |                                                                                                    |
|        | (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき                                        | 11,880円 |                                                                                                    |
|        | ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの    |                                              |         |                                                                                                    |
|        | (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき                                        | 2,840円  |                                                                                                    |
|        | (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき                                        | 14,240円 |                                                                                                    |
|        | ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの    |                                              |         |                                                                                                    |
|        | (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき                                        | 3,320円  |                                                                                                    |
|        | (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき                                        | 16,620円 |                                                                                                    |
|        | ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの    |                                              |         |                                                                                                    |
|        | (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき                                        | 3,790円  |                                                                                                    |
|        | (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき                                        | 18,990円 |                                                                                                    |
|        | ホ 長さ8メートル以上のもの           |                                              |         |                                                                                                    |
|        | (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき3,790円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,180円を加えた額  |         |                                                                                                    |
|        | (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき18,990円に長さが7メートルを超える1メートルごとに5,930円を加えた額 |         |                                                                                                    |
|        | 2 モーターボート                |                                              |         |                                                                                                    |
|        | (1) 和船型モーターボート           |                                              |         |                                                                                                    |
|        | イ 長さ5メートル未満のもの           |                                              |         |                                                                                                    |
|        | (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき                                        | 2,360円  |                                                                                                    |
|        | (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき                                        | 12,350円 |                                                                                                    |
|        | ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの    |                                              |         |                                                                                                    |
|        | (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき                                        | 3,080円  |                                                                                                    |
|        | (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき                                        | 14,840円 |                                                                                                    |



|                          |       |                                         |      |
|--------------------------|-------|-----------------------------------------|------|
| 八 長さ6メートル以上7メートル未満のもの    |       |                                         |      |
| (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき | 3,550円                                  |      |
| (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき | 17,340円                                 |      |
| ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの    |       |                                         |      |
| (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき | 4,030円                                  |      |
| (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき | 19,830円                                 |      |
| ホ 長さ8メートル以上のもの           |       |                                         |      |
| (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき | 4,030円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,300円を加えた額  |      |
| (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき | 19,830円に長さが7メートルを超える1メートルごとに6,170円を加えた額 |      |
| (2) 和船型モーターボート以外のモーターボート |       |                                         |      |
| イ 長さ5メートル未満のもの           |       |                                         |      |
| (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき | 2,990円                                  |      |
| (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき | 15,000円                                 |      |
| ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの    |       |                                         |      |
| (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき | 3,690円                                  |      |
| (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき | 18,010円                                 |      |
| ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの    |       |                                         |      |
| (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき | 4,270円                                  |      |
| (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき | 21,020円                                 |      |
| ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの    |       |                                         |      |
| (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき | 4,840円                                  |      |
| (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき | 24,010円                                 |      |
| ホ 長さ8メートル以上のもの           |       |                                         |      |
| (イ) 使用期間が1月未満の場合         | 1日につき | 4,840円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,490円を加えた額  |      |
| (ロ) 使用期間が1月以上の場合         | 1月につき | 24,010円に長さが7メートルを超える1メートルごとに7,500円を加えた額 |      |
| 給水施設                     |       | 1基30分までごとに                              | 220円 |
| 給電施設                     |       | 1基30分までごとに                              | 330円 |
| けん引運搬車                   |       | 1回につき                                   | 120円 |

|         |         |                                                          |                            |                        |                                    |
|---------|---------|----------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------|------------------------------------|
|         | 駐車場     | 1 原動機付自転車及び自動二輪車<br>2 普通自動車及び小型特殊自動車<br>3 大型自動車及び大型特殊自動車 | 1 日につき<br>1 日につき<br>1 日につき | 170円<br>340円<br>1,180円 |                                    |
| 船揚場     | ウインチ    | ヨット及びモーターボート<br>1 長さ5メートル未満のもの<br>2 長さ5メートル以上のもの         | 1 回につき<br>1 回につき           | 590円<br>890円           |                                    |
|         | 上下架クレーン | ヨット及びモーターボート<br>1 長さ6メートル未満のもの<br>2 長さ6メートル以上のもの         | 1 回につき<br>1 回につき           | 1,060円<br>1,280円       |                                    |
| 港湾管理事務所 | 会議室     |                                                          | 1 時間までごとに                  | 350円                   |                                    |
|         | 研修ホール   |                                                          | 1 時間までごとに                  | 1,100円                 | 照明設備を使用する場合は、1 時間までごとに1,100円を加算する。 |
|         | シャワー    |                                                          | 1 回につき                     | 220円                   |                                    |

(注) この表において「ディンギー型ヨット」とは、センターボードの上げ下ろしが手動でできる長さ6メートル以下のものを、「和船型モーターボート」とは、形状が和船に類するもので推進機関として船外機関を使用するものをいう。

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第332号

山形県海浜公園条例(平成17年7月県条例第82号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

(1) 条例第3条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区                      | 分                 | 単 位              | 利用料金 |
|------------------------|-------------------|------------------|------|
| 加茂レイナービーチ<br>マリンパーク鼠ヶ関 | 条例第3条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき          | 700円 |
|                        | 条例第3条第1項第2号に掲げる行為 | 1平方メートル<br>1日につき | 70円  |

## (2) 次の施設を利用する場合の利用料金

| 施設         |      | 期間等                         | 単位      | 利用料金 |
|------------|------|-----------------------------|---------|------|
| 加茂レインボービーチ | 駐車場  | マイクロバス                      | 1日1回につき | 800円 |
|            |      | 普通自動車                       |         | 700円 |
|            |      | 自動二輪車                       |         | 300円 |
| シャワー       |      |                             | 1回につき   | 100円 |
| マリンパーク鼠ヶ関  | 駐車場  | 7月20日から8月20日までの午前8時から午後4時まで | 1日1回につき | 700円 |
|            | シャワー |                             | 1回につき   | 200円 |

## 2 適用期間

| 施設         | 期間                      |
|------------|-------------------------|
| 加茂レインボービーチ | 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで |
| マリンパーク鼠ヶ関  | 平成21年4月1日から平成25年3月31日まで |

## 山形県告示第333号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
上山市大石三千刈土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
上山市新丁72番地
- 3 設立認可の年月日  
昭和55年9月1日
- 4 変更の内容  
事業施行期間の延長等
- 5 変更認可の年月日  
平成21年3月31日

## 山形県告示第334号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
庄内町四ツ興野土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
庄内町余目字猿田7番地6

- 3 設立認可の年月日  
平成18年12月13日
- 4 変更認可の年月日  
平成21年 3月31日

山形県告示第335号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成21年 3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称  
温海都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所  
土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第336号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
大江町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 大江都市計画下水道事業
  - (2) 名 称 大江町公共下水道
- 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
平成 6年11月11日から平成28年 3月31日

山形県告示第337号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、浸水想定区域を次のとおり指定した。

平成21年 3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 村山総合支庁本庁舎管内

| 浸水想定区域の指定に係る河川の名称 | 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 |
|-------------------|-----------------------|
| 最上川水系村山高瀬川        | 次の図のとおり               |
| 最上川水系立谷川          | 〃                     |
| 最上川水系押切川          | 〃                     |
| 最上川水系小鶴沢川         | 〃                     |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧

に供する。)

2 村山総合支庁西庁舎管内

| 浸水想定区域の指定に係る河川の名称 | 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 |
|-------------------|-----------------------|
| 最上川水系沼川           | 次の図のとおり               |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

3 村山総合支庁北庁舎管内

| 浸水想定区域の指定に係る河川の名称 | 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 |
|-------------------|-----------------------|
| 最上川水系富並川          | 次の図のとおり               |

4 置賜総合支庁本庁舎管内

| 浸水想定区域の指定に係る河川の名称 | 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 |
|-------------------|-----------------------|
| 最上川水系鬼面川          | 次の図のとおり               |
| 最上川水系砂川           | 〃                     |
| 最上川水系誕生川          | 〃                     |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

5 最上総合支庁管内

| 浸水想定区域の指定に係る河川の名称 | 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 |
|-------------------|-----------------------|
| 最上川水系大以良川         | 次の図のとおり               |
| 最上川水系金山川          | 〃                     |
| 最上川水系上台川          | 〃                     |
| 最上川水系真室川          | 〃                     |
| 最上川水系角川           | 〃                     |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

6 庄内総合支庁本庁舎管内

| 浸水想定区域の指定に係る河川の名称 | 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 |
|-------------------|-----------------------|
| 最上川水系京田川          | 次の図のとおり               |

|            |   |
|------------|---|
| 最上川水系藤島川   | 〃 |
| 最上川水系相沢川   | 〃 |
| 赤川水系青竜寺川   | 〃 |
| 赤川水系湯尻川    | 〃 |
| 日向川水系日向川   | 〃 |
| 新井田川水系新井田川 | 〃 |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第338号

次の開発行為は、完了した。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成21年2月5日 指令村総建第5034号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字根際字五宮2169 - 1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
山形市芳野64番地  
株式会社感動ハウス

#### 山形県告示第339号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。ただし、同日前に行われた公告その他の契約の申込の誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約については、なお従前の例による。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。  
第36条第8項、第47条第2項及び第4項、第52条第3項並びに第54条第1項及び第2項中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。
- 第2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。  
第6条第1項及び第7条第1項中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。
- 第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。  
第10条第1項及び第13条第1項中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。
- 第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。  
第14条第1項、第17条第1項並びに第22条第1項及び第2項中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第3号

##### 山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「省令」という。）第61条の4第2号、第4号及び第5号、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第3条第2号及び第3号並びに第10条第1項第2号、第4号及び第5号並びに免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）第9条第1項第2号及び第3号の規定に基づき、免許状更新講習（教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第9条の3第1項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。）の受講者等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（免許状更新講習を受講できる者）

第2条 免許状更新講習規則第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、県内の公立学校の教育職員（免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）として任命されたことのある者のうち、県教育委員会及び県内の市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する市町村の組合に置く教育委員会を含む。）（以下「各教育委員会」という。）の職員として在職しているものとする。

2 免許状更新講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げるものとする。

(1) 県内の公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、各教育委員会の要請に応じ、国、県又は県内の市町村、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）若しくは公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の職員として在職しているものであって、県教育委員会の教育長（以下「県教育長」という。）が別に定めるもの

(2) 県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）の理事

（免許状更新講習の修了確認の義務を課する者）

第3条 改正省令附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、県内の公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、各教育委員会の職員として在職しているものであって、次に掲げるものとする。

(1) 教育長及び教育次長

(2) 教育委員会の事務局に置かれる課その他これに準ずる組織（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長

(3) 教育機関（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長

(4) 前3号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として県教育長が別に定めるもの

2 改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、県内の公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、各教育委員会の要請に応じ、県又は県内の市町村若しくは国立大学法人の職員として在職しているものであって、県教育長が別に定めるものとする。

（免許状更新講習を受ける必要がない者）

第4条 省令第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号の免許管理者が定める者は、前条第1項に規定する者とする。

2 省令第61条の4第4号の免許管理者が定める者は、第2条第2項第1号に規定する者とする。

3 改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者が定める者は、前条第2項に規定する者とする。

（優秀教員表彰）

第5条 省令第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号の免許管理者が指定する表彰等は、文部科学

大臣による表彰であつて、当該表彰を受けた者の免許状の有効期間の満了の日又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項に規定する修了確認期限までの10年の間に行われたものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第4号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(昭和30年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「授与権者」という。)が授与」を「第3条、第5条、第9条及び第10条において「授与権者」と、第15条において「免許管理者」という。)が授与又は管理」に改める。

第2条中

「教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和36年法律第122号)

を  
昭和36年改正法」

「教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和36年法律第122号)

昭和36年改正法

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)

に改める。

平成19年改正法

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)

改正施行規則」

第3条第1項中「書類を」を「書類を授与権者に」に改め、同項の表第1項根拠規定の欄中「第5条第1項(別表第1から別表第2の2まで)」を「第5条第1項及び第2項」に改め、同項提出すべき書類の欄中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改め、同欄に次の1項を加える。

9 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書(必要ある者に限る。)

第3条第1項の表第1の2項提出すべき書類の欄に次の1項を加える。

5 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書(必要ある者に限る。)

第3条第1項の表第3項根拠規定の欄中「第6条(別表第3から別表第8まで)」を「第6条第1項及び第4項」に改め、同項提出すべき書類の欄中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改め、同欄に次の1項を加える。

9 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書(必要ある者に限る。)

第3条第1項の表第4項根拠規定の欄中「第18条第1項及び第2項」を「第18条」に改め、同表第6項根拠規定の欄中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同表第7項根拠規定の欄中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改め、同表第11項提出すべき書類の欄に次の1項を加える。

12 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書(必要ある者に限る。)

第3条第5項中「免許状」を「授与権者は、免許状」に改める。

第5条第1項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

第15条を次のように改める。

(免許状の更新、延長等の申請)

第15条 免許法、免許法施行規則、平成19年改正法及び改正施行規則の規定により教育職員免許状の有効期間の更新若しくは延長又は免許状更新講習の課程の修了に係る確認若しくは修了確認期限の延期等を願い出る者は、次の表の左欄に掲げる申請の種別に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類を免許管理者に提出しなければならない。



| 申請の種類別                        |                                            | 提出すべき書類                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区分                            | 根拠規定                                       |                                                                                                                                                                                                                            |
| 1 免許状更新講習修了者に係る免許状の有効期間更新の申請  | ・免許法第9条の2第1項                               | 1 有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)(別記様式第22号)<br>2 免許状の写し、免許状授与証明書、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書<br>3 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書                                                                                                           |
| 2 免許状更新講習免除者に係る免許状の有効期間更新の申請  | ・免許法第9条の2第1項                               | 1 有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除によるもの)(別記様式第23号)<br>2 免許状の写し、免許状授与証明書、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書<br>3 免許法施行規則第61条の4各号いずれかに該当する者であることを証する書類(表彰の場合は表彰状の写し)(必要ある者に限る。)                                                                       |
| 3 免許状の有効期間延長の申請               | ・免許法第9条の2第5項<br>・施行規則第61条の9                | 1 有効期間延長申請書(別記様式第24号)<br>2 免許状の写し、免許状授与証明書、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書<br>3 免許法第9条の2第5項のやむを得ない事由を証する書類(必要ある者に限る。)                                                                                                                 |
| 4 免許状更新講習修了確認の申請              | ・平成19年改正法附則第2条第2項<br>・改正施行規則附則第9条第1項第1号    | 1 更新講習修了確認申請書(別記様式第25号)<br>2 免許状の写し、免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書<br>3 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書                                               |
| 5 修了確認期限を経過した者の免許状更新講習修了確認の申請 | ・平成19年改正法附則第2条第2項<br>・改正施行規則附則第9条第1項第2号    | 1 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認申請書(別記様式第26号)<br>2 免許状の写し、免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書<br>3 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書 |
| 6 修了確認期限延期の申請                 | ・平成19年改正法附則第2条第4項<br>・改正施行規則附則第9条第1項第3号    | 1 修了確認期限延期申請書(別記様式第27号)<br>2 免許状の写し、免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書<br>3 改正法附則第2条第4項のやむを得ない事由を証する書類(必要ある者に限る。)                                    |
| 7 免許状更新講習受講免除認定の申請            | ・平成19年改正法附則第2条第5項括弧書<br>・改正施行規則附則第9条第1項第4号 | 1 免許状更新講習免除申請書(別記様式第28号)<br>2 免許状の写し、免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書<br>3 改正施行規則附則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類(表彰の場合は表彰状の写し)(必要ある者に限る。)        |

- 2 前項の申請における提出すべき書類のうち、免許状の写し又は免許状授与証明書は、免許管理者が必要ないと認める場合は提出しないことができる。
- 3 免許管理者は、第1項の申請について、必要があるときは、本人の出頭又は必要と認める書類の提出を命ずることがある。

別記様式第3号中

|       |        |    |   |
|-------|--------|----|---|
| 実務の評価 | 所属長の所見 | 判定 | を |
|       |        |    |   |

|       |                          |    |       |
|-------|--------------------------|----|-------|
| 合計    | 年 月（休職期間等を除算した勤務期間の実年月数） |    | に改める。 |
|       |                          |    |       |
| 実務の評価 | 所属長の所見                   | 判定 | に改める。 |
|       |                          |    |       |

別記様式第19号を次のように改める。

様式第19号

注意事項 記載については、免許法施行規則第七十二条別記第一号様式の備考の規定を準用する。

|    |           |      |    |   |       |           |                   |             |     |    |        |
|----|-----------|------|----|---|-------|-----------|-------------------|-------------|-----|----|--------|
| 備考 | 有効期間の満了の日 | 授与条件 | 番号 | 記 | 年 月 日 | 山形県教育委員会印 | （教育職員）特別免許状を授与する。 | （教育職員）特別免許状 | 本籍地 | 氏名 | 年 月 日生 |
|    |           |      |    |   |       |           |                   |             |     |    |        |

別記様式第20号を次のように改める。

様式第20号

注意事項

- 一 （学校）の箇所には、小学校、特別支援学校自立教科等と記載するものとする。
- 二 その他については、免許法施行規則第七十二条別記第一号様式の備考の規定を準用する。

（教育職員）免許状

本籍地  
氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法第 条の定めるところにより（左記の教科又は特別支援教育領域について）（学校）（自立教科）（助教諭）（養護助教諭）免許状を授与する。

（記）

年 月 日

山形県教育委員会印

番号

授与条件

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から  
三年間山形県において効力を有する。

備考

別記様式第21号の次に次の7様式を加える。

様式第22号

有効期間更新申請書（免許状更新講習修了によるもの）

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本籍地  
 現住所  
 （電話番号 ）  
 勤務（予定）校・機関  
 職名  
 フリガナ  
 氏 名 印  
 年 月 日 生（男・女）  
 注意 「職名・勤務（予定）校・機関」及び「職名」は、  
 記入できない場合は不要

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状の有効期間の更新を申請します。

記

1 有する免許状

| 免許状の種類 | 教科又は特別支援教育領域 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状に記載の氏名 | 免許状に記載の本籍地 |
|--------|--------------|-------|-------|------|-----------|------------|
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |

- 注意 1 免許状の写し、免許状授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）のいずれかを添付すること。  
 2 記入欄が不足する場合、別紙に残余の免許状について記入し、添付すること。

2 修了又は履修した免許状更新講習

| 事項                      | 開設者 | 時間 | 修了（履修）年月日 | 対象免許種 |
|-------------------------|-----|----|-----------|-------|
| 教育の最新事情に関する事項           |     |    | 年 月 日     |       |
| 教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項 |     |    | 年 月 日     | 教・養・栄 |
|                         |     |    | 年 月 日     | 教・養・栄 |
|                         |     |    | 年 月 日     | 教・養・栄 |

- 注意 1 免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること。  
 2 「対象免許種」には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」を で囲むこと（複数ある場合は、該当するものすべてを で囲むこと）。

様式第23号

有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの）

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本籍地  
 現住所  
 （電話番号 ）  
 勤務（予定）校・機関  
 職名  
 フリガナ  
 氏 名 印  
 年 月 日 生（男・女）  
 注意 「職名・勤務（予定）校・機関」及び「職名」は、記入できない場合は不要

私は、下記の免許状を有しており、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除による有効期間の更新を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

| 免許状の種類 | 教科又は特別支援教育領域 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状に記載の氏名 | 免許状に記載の本籍地 |
|--------|--------------|-------|-------|------|-----------|------------|
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |

- 注意 1 免許状の写し、免許状授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間の延長されている場合は有効期間延長証明書）のいずれかを添付すること。  
 2 記入欄が不足する場合、別紙に残余の免許状について記入し、添付すること。

2 免除事由

注意 表彰を受けたことによる場合には、表彰を行った主体・表彰を行った時期も記入すること。

〔証明者記入欄〕 上記2の免除事由に該当することの証明のためご記入ください。  
 上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当することを証明する。  
 年 月 日 印

様式第24号

有効期間延長申請書

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本籍地  
 現住所  
 （電話番号）  
 勤務校・機関  
 職名  
 フリガナ  
 氏名 印  
 年 月 日生（男・女）

私は、下記の免許状を有しており、教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の9の規定に基づき、免許状の有効期間の延長を申請します。

記

1 有する免許状

| 免許状の種類 | 教科又は特別支援教育領域 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状に記載の氏名 | 免許状に記載の本籍地 |
|--------|--------------|-------|-------|------|-----------|------------|
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |

注意 1 免許状の写し、免許状授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）のいずれかを添付すること。

2 記入欄が不足する場合、別紙に残余の免許状について記入し、添付すること。

2 延長事由

（ 年 月 日 ~ 年 月 日 ）

3 延長前の有効期間

年 月 日

4 延長後の有効期間

年 月 日

〔証明者記入欄〕 上記2の延長事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

印

様式第25号

更新講習修了確認申請書

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本籍地  
 現住所  
 （電話番号 ）  
 勤務（予定）校・機関  
 職名  
 フリガナ  
 氏 名 印  
 年 月 日 生（男・女）  
 注意 「職名・勤務（予定）校・機関」及び「職名」は、記入できない場合は不要

私は、下記の免許状を有しており、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、免許状更新講習の課程を修了したことについての確認を申請します。

記

1 有する免許状

| 免許状の種類 | 教科又は特別支援教育領域 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状に記載の氏名 | 免許状に記載の本籍地 |
|--------|--------------|-------|-------|------|-----------|------------|
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |

注意 1 免許状の写し、免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれかを添付すること。  
 2 記入欄が不足する場合、別紙に残余の免許状について記入し、添付すること。

2 修了又は履修した免許状更新講習

| 事項                      | 開設者 | 時間 | 修了（履修）年月日 |
|-------------------------|-----|----|-----------|
| 教育の最新事情に関する事項           |     |    | 年 月 日     |
| 教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項 |     |    | 年 月 日     |
|                         |     |    | 年 月 日     |
|                         |     |    | 年 月 日     |

注意 1 免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること。  
 2 「対象免許種」には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」を で囲むこと（複数ある場合は、該当するものすべてを で囲むこと）。



様式第26号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認申請書

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本籍地  
 現住所  
 (電話番号 )  
 勤務(予定)校・機関  
 職名  
 フリガナ  
 氏 名 印  
 年 月 日 生(男・女)

注意 「職名・勤務(予定)校・機関」及び「職名」は、記入できない場合は不要

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する確認を申請します。

記

1 有する免許状

| 免許状の種類 | 教科又は特別支援教育領域 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状に記載の氏名 | 免許状に記載の本籍地 |
|--------|--------------|-------|-------|------|-----------|------------|
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |

- 注意 1 免許状の写し、免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書)のいずれかを添付すること。  
 2 記入欄が不足する場合、別紙に残余の免許状について記入し、添付すること。

2 修了又は履修した免許状更新講習



| 事項                       | 開設者 | 時間 | 修了(履修)年月日 | 対象免許種 |
|--------------------------|-----|----|-----------|-------|
| 教育の最新事情に関する事項            |     |    | 年 月 日     |       |
| 教科指導・生徒指導その他教育の充実にに関する事項 |     |    | 年 月 日     | 教・養・米 |
|                          |     |    | 年 月 日     | 教・養・米 |
|                          |     |    | 年 月 日     | 教・養・米 |

注意 免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること。



様式第27号

修了確認期限延期申請書

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本籍地  
 現住所  
 (電話番号 )  
 勤務校・機関  
 職名  
 フリガナ  
 氏 名 印  
 年 月 日 生(男・女)

私は、下記の免許状を有しており、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する法律(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、修了確認期限の延期を申請します。

記

1 有する免許状

| 免許状の種類 | 教科又は特別支援教育領域 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状に記載の氏名 | 免許状に記載の本籍地 |
|--------|--------------|-------|-------|------|-----------|------------|
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |

注意 1 免許状の写し、免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書)のいずれかを添付すること。

2 記入欄が不足する場合、別紙に残余の免許状について記入し、添付すること。

2 延期事由

( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

3 延期前の修了確認期限

年 月 日

4 延期後の修了確認期限

年 月 日

〔証明者記入欄〕 上記2の延期事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第7条に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

印

様式第28号

免許状更新講習免除申請書

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本籍地  
 現住所  
 ( 電話番号 )  
 勤務校・機関  
 職名  
 フリガナ  
 氏 名 印  
 年 月 日 生 ( 男・女 )

私は、下記の免許状を有しており、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項括弧書及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、免許状更新講習の受講の免除を申請します。

記

1 有する免許状

| 免許状の種類 | 教科又は特別支援教育領域 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状に記載の氏名 | 免許状に記載の本籍地 |
|--------|--------------|-------|-------|------|-----------|------------|
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |
|        |              |       |       |      |           |            |

- 注意 1 免許状の写し、免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれかを添付すること。  
 2 記入欄が不足する場合、別紙に残余の免許状について記入し、添付すること。

2 免除事由

注意 表彰を受けたことによる場合には、表彰を行った主体・表彰を行った時期も記入すること。

〔証明者記入欄〕 上記2の免除事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

印

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第3号の規定による用紙でこの規則の際現に残存するものは、当分の間使用することができる。

山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第5号

山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

山形県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年4月県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表口の項被評定者の欄中「教頭」を「副校長、教頭」に、「第5条の3」を「第7条」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第6号

山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

山形県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年4月県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表口の項被評定者の欄中「教頭」を「教頭、主幹教諭」に、「第5条の3」を「第7条」に、「第5条の2」を「第6条」に改め、同表口の項評定者の欄中「第5条の2」を「第6条」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第7号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第2条第3号」を「第2条」に改め、「者のうち同条第2号に規定する学校に勤務する者」を「学校職員」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第8号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項から第4項までの規定中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第4条第2項中「条例第3条第3項の規定により1週間の勤務時間が定められている学校職員にあつては、4時間を下回らず4時間30分を超えない時間。」を削る。

第4条の3第1項及び第2項中「第6条の2第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第3項中「第6条の2第2項」を「第6条第2項」に改める。

第4条の4、第4条の5第1項並びに第4条の6第1項及び第2項中「第6条の3第1項」を「第6条の2第1項」に改める。

第4条の7中「第6条の3第3項」を「第6条の2第3項」に改める。

第4条の8中「第6条の3第2項」を「第6条の2第2項」に改める。

第4条の9第1項中「第6条の3第2項」を「第6条の2第2項」に、「第6条の2第2項」を「第6条第2項」に改め、同条第2項及び第3項中「第6条の3第2項」を「第6条の2第2項」に改める。

第4条の10第1項及び第2項中「第6条の3第2項」を「第6条の2第2項」に改める。

第4条の11中「第6条の3第3項」を「第6条の2第3項」に改める。

第5条中「及び第6条」を削り、「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

第7条第1項中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同項第2号中「160時間」を「155時間」に、「40」を「38時間45分」に改め、同条第2項及び第6項中「掲げる日数とする」を「定める日数とする」に改める。

第7条の2第1項中「掲げる率」を「定める率」に改め、同項第3号及び第4号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第9条第2項中「掲げる日数とする」を「定める日数とする」に改め、同項第1号口中「第7条第3項第2号」を「第7条第5項第2号」に改める。

第10条第2項中「掲げる時間数を」を「定める時間数を」に改め、同項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号イ中「4時間」を「3時間55分」に改め、同号口中「5時間」を「4時間55分」に改め、同号ハ中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号中「1時間」を「1分」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

別表その他の項第5号中 「出頭の日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合には、これに要する往復日数を加算するものとする。」

「必要と認められる期間」に改め、同項第7号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

山形県教育職員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第9号

山形県教育職員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則

山形県教育職員の長期研修に関する規則(昭和53年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「校長、教頭」を「校長、副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第10号

山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部を改正する規則

山形県教員の大学院における研修に関する規則(昭和56年4月県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭」を「教頭、主幹教諭」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第11号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程(昭和29年8月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式)」に改め、同条中「旅行命令簿等の様式」を「旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項に定める旅行命令簿等は、当該旅行命令簿等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第7条第6項において同じ。)をもつて、当該旅行命令簿等に代えることができる。

3 前項の場合において、第1項の旅行命令簿等で押印することとしているものについては、氏名を明らかにする措置であつて任命権者が定めるものをもつて当該押印に代えることができる。

第7条の見出しを「(旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式)」に改め、同条第1項中「旅費請求書の様式」を「旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式」に改め、同条第1項第2号中「及び日額旅費」及び「(長期間の講習・研修等に参加するため、日額旅費と普通旅費を同時に請求する場合を含む。)」を削り、同条第2項、第3項及び第4項中「書類」を「資料」に改め、同条に次の2項を加える。

6 第1項の旅費請求書又は前項の規定による教育委員会の承認を得た旅費請求書を電磁的記録で作成する場合には、当該旅費請求書で押印することとしているものについては、氏名を明らかにする措置であつて任命権者が定めるものをもつて当該押印に代えることができる。

7 条例第13条第4項に規定する電磁的方法は、任命権者が定める方法とする。

別表第1中 

|          |
|----------|
| 3級16号給以下 |
| 2級45号級以上 |

 を 

|          |
|----------|
| 3級16号給以下 |
| 特 2 級    |
| 2級45号給以上 |

 に改める。

別表第2中 

|     |
|-----|
| 2 級 |
|-----|

 を 

|       |
|-------|
| 特 2 級 |
| 2 級   |

 に改める。

別記様式第2号から別記様式第4号までを次のように改める。

様式第 2 号

| 年度    |        | 旅 費 請 求 書 |     |       |       | 請 求 金 額    |            |            |       |   |
|-------|--------|-----------|-----|-------|-------|------------|------------|------------|-------|---|
| 旅行機関  | 旅行命令番号 | 氏名        | 給料表 | 職名    | 期 間   | 年 月 日      | 年 月 日 (泊日) | 請 求 金 額    | 精 算   | 額 |
| [入力目] |        | [入力目]     |     | [入力目] |       | [入力目]      |            | 退 給 (返納) 額 |       |   |
| 内 用 務 | 氏 名    | 給 料 表     | 職 名 | 期 間   | 年 月 日 | 年 月 日 (泊日) | 請 求 金 額    | 精 算        | 額     |   |
| 概 要   |        |           |     |       |       |            |            | 退 給 (返納) 額 |       |   |
| 泊 泊   | 時 間    | 時 間       |     |       |       |            | 請 求 額      | 取 精 算      |       |   |
|       |        |           |     |       |       |            | ・ ・ ・      | ・ ・ ・      | ・ ・ ・ |   |
| 内 用 務 | 氏 名    | 給 料 表     | 職 名 | 期 間   | 年 月 日 | 年 月 日 (泊日) | 請 求 金 額    | 精 算        | 額     |   |
| 概 要   |        |           |     |       |       |            |            | 退 給 (返納) 額 |       |   |
| 差 用 務 | 場 地    | 泊 泊       | 時 間 | 時 間   |       |            | 請 求 額      | 取 精 算      |       |   |
|       |        |           |     |       |       |            | ・ ・ ・      | ・ ・ ・      | ・ ・ ・ |   |
| 内 用 務 | 氏 名    | 給 料 表     | 職 名 | 期 間   | 年 月 日 | 年 月 日 (泊日) | 請 求 金 額    | 精 算        | 額     |   |
| 概 要   |        |           |     |       |       |            |            | 退 給 (返納) 額 |       |   |
| 差 用 務 | 場 地    | 泊 泊       | 時 間 | 時 間   |       |            | 請 求 額      | 取 精 算      |       |   |
|       |        |           |     |       |       |            | ・ ・ ・      | ・ ・ ・      | ・ ・ ・ |   |

様式第 3 号

| 年度            |             | 旅 費 請 求 書 |             |       |         | 請 求 金 額                 |             |            |       |       |
|---------------|-------------|-----------|-------------|-------|---------|-------------------------|-------------|------------|-------|-------|
| 旅行機関          | 旅行命令番号      | 氏名        | 給料表         | 職名    | 期 間     | 年 月 日                   | 年 月 日 (泊日)  | 請 求 金 額    | 精 算   | 額     |
| [入力目]         |             | [入力目]     |             | [入力目] |         | [入力目]                   |             | 退 給 (返納) 額 |       |       |
| 内 用 務         | 氏 名         | 給 料 表     | 職 名         | 期 間   | 年 月 日   | 年 月 日 (泊日)              | 請 求 金 額     | 精 算        | 額     |       |
| 概 要           |             |           |             |       |         |                         |             | 退 給 (返納) 額 |       |       |
| 旧 住 所 ・ 新 住 所 | 支 給 対 象 職 階 | 交 通 手 続   | 扶 養 親 縁 続 成 |       |         |                         | 請 求 額       | 取 精 算      |       |       |
| 鉄道賃等          | 現地経費        | 移転料       | 留泊料         | 着後手当  | 扶養親縁移転料 | 12歳以上<br>6歳~11歳<br>5歳以下 | 人<br>人<br>人 | ・ ・ ・      | ・ ・ ・ | ・ ・ ・ |
| 内 用 務         | 氏 名         | 給 料 表     | 職 名         | 期 間   | 年 月 日   | 年 月 日 (泊日)              | 請 求 金 額     | 精 算        | 額     |       |
| 概 要           |             |           |             |       |         |                         |             | 退 給 (返納) 額 |       |       |
| 旧 住 所 ・ 新 住 所 | 支 給 対 象 職 階 | 交 通 手 続   | 扶 養 親 縁 続 成 |       |         |                         | 請 求 額       | 取 精 算      |       |       |
| 鉄道賃等          | 現地経費        | 移転料       | 留泊料         | 着後手当  | 扶養親縁移転料 | 12歳以上<br>6歳~11歳<br>5歳以下 | 人<br>人<br>人 | ・ ・ ・      | ・ ・ ・ | ・ ・ ・ |
| 内 用 務         | 氏 名         | 給 料 表     | 職 名         | 期 間   | 年 月 日   | 年 月 日 (泊日)              | 請 求 金 額     | 精 算        | 額     |       |
| 概 要           |             |           |             |       |         |                         |             | 退 給 (返納) 額 |       |       |
| 旧 住 所 ・ 新 住 所 | 支 給 対 象 職 階 | 交 通 手 続   | 扶 養 親 縁 続 成 |       |         |                         | 請 求 額       | 取 精 算      |       |       |
| 鉄道賃等          | 現地経費        | 移転料       | 留泊料         | 着後手当  | 扶養親縁移転料 | 12歳以上<br>6歳~11歳<br>5歳以下 | 人<br>人<br>人 | ・ ・ ・      | ・ ・ ・ | ・ ・ ・ |

様式第4号

年 度 扶 養 親 族 移 転 料 仕 訳 書

| 執行機関  |       |               |         | 旅行命令番号  |       |         | 移 転 明 証 | 所属長職氏名 | 印 |
|-------|-------|---------------|---------|---------|-------|---------|---------|--------|---|
| 入 力 日 | 年 月 日 | 扶 養 親 族 移 転 料 |         |         | 円     |         |         |        |   |
| 内 家   | 氏 名   | 給料表           |         |         | 職 名   |         |         |        |   |
| 続 柄   | 氏 名   | 生 年 月 日       | 軟 道 賃 等 | 現 地 経 費 | 宿 泊 料 | 着 装 手 当 | 計       | 備 考    |   |
|       |       | 年 月 日         | 円       | 円       | 円     | 円       | 円       |        |   |
|       |       |               |         |         |       |         |         |        |   |
|       |       |               |         |         |       |         |         |        |   |
|       |       |               |         |         |       |         |         |        |   |
|       |       |               |         |         |       |         |         |        |   |
|       |       |               |         |         |       |         |         |        |   |
|       |       |               |         |         |       |         |         |        |   |
|       |       |               |         |         |       |         |         |        |   |
|       |       |               |         |         |       |         |         |        |   |
|       |       |               |         |         |       |         |         |        |   |
|       |       |               |         |         |       |         |         |        |   |
| 計     |       |               |         |         |       |         |         |        |   |

附 則  
 ( 施行期日 )  
 この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第1号

庁 中  
 教育機関 ( 県立学校を除く。 )

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成21年 3月31日

山 形 県 教 育 委 員 会  
 委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令  
 山形県教育委員会職員服務規程 ( 昭和43年 7月県教育委員会訓令第 2号 ) の一部を次のように改正する。  
 第 6 条 第 1 項 中 「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改め、同項第 1 号口中「午後零時15分」を「正午」に改め、同号八を削り、同項第 2 号口及び同項第 3 号口中「及び休息時間」を削る。

附 則  
 この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する。

山形県教育委員会訓令第2号

県 立 学 校

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成21年 3月31日

山 形 県 教 育 委 員 会  
 委 員 長 長 南 博 昭

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令  
 山形県立学校職員服務規程 ( 平成 2年 3月県教育委員会訓令第 2号 ) の一部を次のように改正する。  
 第 5 条 中 「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

附 則  
 この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する。

## 山形県教育委員会訓令第3号

本 庁  
教 育 事 務 所  
県 立 学 校  
学校以外の教育機関

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程(昭和51年4月県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。  
第10条第2号中「教頭の職」を「教頭の職(副校長を置く学校にあつては副校長の職)」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第41号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## 2 老人ホームの項の表中

|               |                |       |
|---------------|----------------|-------|
| か た く り 荘     | " 熊出字東村157 - 2 | を     |
| か た く り 荘     | " 熊出字東村157 - 2 |       |
| 住宅型有料老人ホームあさひ | " 熊出字日鍵31番地3   | に改める。 |

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

## 山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成21年3月31日

山 形 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会  
会 長 伊 藤 健 雄

## 1 指示の内容

## (1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定



めた水域（水面に設置した工作物等により、コイのそ上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

企業局関係

規程

山形県企業管理規程第3号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

山形県企業管理者 遠藤克二

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「650円」を「1,000円」に、「975円」を「1,500円」に改める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

山形県企業管理規程第4号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

山形県企業管理者 遠藤克二

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第39条第2項を削る。

第40条第1項第2号中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同号口中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に改める。

第40条の2第1項中「掲げる率」を「定める率」に改め、同項第3号及び第4号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第40条の4中「掲げる日数」を「定める日数」に改める。

第40条の5第2項中「掲げる時間数を」を「定める時間数を」に改め、同項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号イ中「4時間」を「3時間55分」に改め、同号口中「5時間」を「4時間55分」に改め、同号八中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号中「1時間」を「1分」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

別表第3 その他の項期間の欄中

「出頭の日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合にはこれに要する往復日数を加算するものとする。」

必要と認められる期間

に、「8時間」を「7時間45分」に改める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## 山形県企業管理規程第5号

山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

山形県企業管理者 遠藤克二

山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局文書管理規程(平成10年3月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第26条第2号及び第27条第1号中「、局達及び指令」を「及び局達」に改める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## 山形県企業管理規程第6号

山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

山形県企業管理者 遠藤克二

山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程

山形県公営企業固定資産管理規程(昭和56年4月県企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第9条中「、又は建設仮勘定の精算を行つたとき」を削り、「固定資産取得等報告書」を「固定資産取得報告書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 課長等は、建設仮勘定の精算を行つたときは、管理者が別に定めるところにより、固定資産の取得について、所要の手續をとらなければならない。

第21条第2項中「電柱、電話柱、地下埋設物等」を「次の各号に掲げるもの」に、「、5年以内とする」を「当該各号に定める期間の範囲内とすることができる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 電柱、電話柱、地下埋設物等 5年

(2) 自動販売機その他の福利厚生施設 3年

第24条第2項中「送付」を「送付(次条第2項に規定する場合を除く。)」に改め、同条第3項中「局長」を「局長及び事業所長」に改め、「するとともに、その旨を課長等に通知」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(使用許可の通知等)

第24条の2 局長は、行政資産の使用を許可したときは、その旨を当該行政資産を管理する課長等に通知しなければならない。

2 事業所長は、その管理に属する行政資産の使用を許可したときは、速やかに局長に報告しなければならない。

第25条第2項を削り、同条に次の2項を加える。

2 課長等は、前項の申請があつたときは、必要な調査を行い、意見を付して局長に送付しなければならない。

3 局長は、使用料の減額又は免除をしたときは、その旨を申請者及び課長等に通知しなければならない。

第26条中「局長」を「局長及び事業所長」に、「許可した」を「許可したとき又は第24条の2第1項及び第2項の規定により通知等を受けた」に改め、「当該行政資産を管理する課長等についても、同様とする。」を削る。

別記様式第2号中「固定資産取得等報告書」を「固定資産取得報告書」に、「固定資産を取得した  
建設仮勘定の精算を行つた」を

「固定資産を取得した」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県企業告示第2号

山形県駐車場管理条例(平成2年3月県条例第15号)第8条第2項の規定により、山形県営駐車場の出入口の閉鎖時間を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県企業管理者 遠藤克二

1 出入口の閉鎖時間

午後10時30分から翌日の午前7時まで

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県企業告示第3号

山形県駐車場管理条例(平成2年3月県条例第15号)第10条第2項の規定により、山形県営駐車場の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

山形県企業管理者 遠藤克二

## 1 利用料金

| 区 分        |                                        | 料 金                                                                                                             |
|------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般の利用者     |                                        | 250円に1時間を超える時間30分までごとに100円(利用の時間が午後10時を超える場合にあっては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円)を加算した額                         |
| 図書館等を利用する者 | 図書館等又は県が主催する講座及び研修(生涯学習に関するものに限る。)の参加者 | 講座及び研修に要した時間(当該時間が4時間を超える場合は、4時間とする。)を超える時間30分までごとに100円(利用の時間が午後10時を超える場合にあっては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円)  |
|            | 上記以外の者                                 | 図書館等の利用に要した時間(当該時間が2時間を超える場合は、2時間とする。)を超える時間30分までごとに100円(利用の時間が午後10時を超える場合にあっては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円) |

備考 この表において「図書館等」とは、山形県立図書館、山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターをいう。

## 2 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年3月31日

山形県知事 吉村美栄子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                        | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金     | 摘要     |                                    |
|------------------|----------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------|------------------------------------|
|                  |                            | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営中田第二ア<br>パート2号 | 米沢市中田町<br>901-2            | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,700                  | 15,800                             | 18,000                             | 20,400                             | 23,300 | 26,900 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 玉の木アパ<br>ート    | 米沢市通町八丁<br>目2-95           | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,300                  | 16,500                             | 18,800                             | 21,200                             | 24,300 | 28,000 |                                    |
| 同 中田第一ア<br>パート2号 | 米沢市中田町<br>658-3            | 同    | 68.8                          | 1    | 同   | 22,400                  | 25,800                             | 29,500                             | 33,300                             | 38,100 | 43,900 |                                    |
| 同 3号             | 同                          | 同    | 69.9                          | 1    | 同   | 23,000                  | 26,600                             | 30,400                             | 34,300                             | 39,200 | 45,200 |                                    |
| 同 桜木アパー<br>ト2号   | 南陽市三間通<br>1229-1           | 同    | 59.3                          | 2    | 同   | 16,000                  | 18,500                             | 21,100                             | 23,800                             | 27,200 | 31,400 |                                    |
| 同 箱之北アパ<br>ート    | 東置賜郡川西町<br>大字中小松3017<br>-1 | 同    | 67.4                          | 1    | 同   | 19,100                  | 22,100                             | 25,300                             | 28,500                             | 32,600 | 37,600 |                                    |
| 同                | 同                          | 同    | 70.7                          | 1    | 同   | 20,100                  | 23,200                             | 26,500                             | 29,900                             | 34,200 | 39,400 |                                    |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障がい程度の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成21年4月6日から同月10日まで(受付時間午前10時から午後5時)(ただし、郵送の場合は平成21年4月10日までの消印のあるものに限り有効とする)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成21年6月上旬

平成21年 3月31日印刷  
平成21年 3月31日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056